

第4 福祉・介護人材について（福祉基盤課）

1 福祉・介護人材確保対策について

（1）福祉・介護人材確保の現状と課題

人口減少社会を迎え、労働力人口全体は減少する見通しである。雇用政策研究会報告書（平成24年8月）のシミュレーションによると、平成22年の就業者数は、6,298万人であったが、平成32年には5,937～6,289万人に減少するものと推計されている。

一方、産業別で見た場合には、医療・福祉は656万人（平成22年）であったのが、757万人～860万人（同32年）にまで就業者数が増加する見込みである。

介護分野については、平成24年度の介護職員は約149万人と推計されており、団塊の世代がすべて75歳以上になる平成37年には約237～249万人の介護職員が必要となる見込み（年平均約6.8～7.7万人。介護職員の増は約6万人（20年度→21年度））である。

また、介護分野で働く介護福祉士については、平成23年は約51.4万人（介護職員に占める介護福祉士の割合は36.7%）である。

近年の介護分野の労働市場の動向をみると、平成18年度から平成20年度にかけて有効求人倍率が急上昇し、その後はリーマンショックの影響等により低下した。しかし、平成22年夏以降、再上昇傾向にあり、介護人材の不足感が再び高まってきている。

（平成18年度：1.74倍→平成20年度：2.20倍→平成22年度1.38倍→平成24年11月1.84倍）

このため、引き続き人材確保対策を講じていくことが重要であるが、人材確保が困難な状況が続いている介護分野は、地域における成長分野と位置づけられ、今後の雇用の受皿としても期待されているところである。

各都道府県におかれては、雇用政策関係部局や、関係団体、学校関係者等とも連携の上、管内における労働者の就業状況や、新卒者の福祉・介護分野への就職状況の把握などに配慮するとともに、介護サービスの提供に当たって必要となる従事者の確保に向けた取り組みを進めていただくようお願いする。

(2) 福祉・介護人材確保対策の促進

ア 福祉・介護人材確保緊急支援事業の創設

福祉・介護人材確保対策については、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業において、各都道府県において実施してきたところである。

これまでの事業の成果により一定の効果が認められるが、前述のとおり、平成37年には約237～249万人の介護職員が必要となる見込みであり、引き続き、福祉・介護人材確保対策を実施する必要があることから、従前の事業に新たなメニュー（※）を加えた「福祉・介護人材確保緊急支援事業」として緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく基金事業（住まい対策拡充等支援事業分）に新たに位置づけ、喫緊の課題である福祉・介護人材確保の推進に緊急に対応するべく、平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費を使用して24年度から25年度までの切れ目のない事業実施を可能としたところである。

各都道府県におかれては、当該予備費を積極的に活用し福祉人材センター等の関係団体と連携を図り、管内の福祉・介護人材の確保がより一層進むよう取り組みをお願いしたい。（詳細は参考資料2を参照）

【福祉・介護人材確保緊急支援事業における事業メニュー例】

1. 福祉・介護人材の参入促進
2. 潜在的有資格者等の再就業促進
3. 福祉・介護人材マッチング機能強化
4. 介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保（※）

介護現場に従事する者が介護福祉士試験の受験資格の要件となる「実務者研修」を受講の際、その者の代替要員を確保する費用を補助し、その者が実務者研修受講中における施設のサービスの質を維持するとともに、その者の介護職としてのキャリアアップ・スキルアップを支援することを目的とする。

等

イ 介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充（詳細は参考資料3を参照）

介護福祉士・社会福祉士養成施設の入学者に対し修学資金の貸付けを行う「介護福祉士等修学資金貸付制度」については、平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費において、引き続き本事業の実施に必要な貸付原資の確保を行ったところで

あるので、各都道府県におかれては、貸付希望者に必要な資金を交付されたい。

また、貧困が親から子へ連鎖する「貧困の連鎖」を断ち切り生活の安定に資する資格の取得を支援するため、生活保護受給世帯の者が高等学校卒業後などに介護福祉士養成施設等に就学する場合に、通常の貸付内容（就学費用、入学準備金、就職準備金）に加えて、在学中の生活費の一部に充当できる費用を上乗せして貸与することとする貸付内容の拡充を行ったところである。

各都道府県におかれては、修学資金事業所管課と生活保護所管課が連携して本事業を活用することにより、家庭の経済状況等により進学に悩む子どもに対する支援が図られるよう取り組みをお願いしたい。

ウ 福祉人材センターにおける人材確保対策

(ア) 被災3県における福祉・介護人材の確保

平成23年3月の東日本大震災で被災した岩手県、宮城県及び福島県においては、有効求人倍率が平成23年6月以降上昇し、平成24年についても引き続き高い傾向となっている。（詳細は参考資料4を参照）

よって、被災した高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、また、介護施設等が良質なサービスを提供できるようにするためには、福祉・介護人材の確保がますます重要となっており、被災3県の福祉人材センターにおいても、就職フェアや出張相談の実施等、人材確保に取り組んでいるところである。

各都道府県におかれても、管内の求職者等に対して、被災3県の施設情報や求人情報を積極的に提供するよう、都道府県福祉人材センターと十分連携を図るなど、更なる取り組みに向け、協力をお願いしたい。

(イ) 都道府県福祉人材センターにおける取り組み

都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクにおいては、福祉・介護人材の就業援助（無料職業紹介事業）や求人事業所と求職者双方のニーズを的確に把握し、福祉・介護人材の円滑な参入と確実な定着を図るべく、福祉・介護人材マッチング機能強化事業等、福祉・介護人材の確保に取り組んでいるところである。

前述のとおり、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業については従前の事業と新たなメニューを加えた「福祉・介護人材確保緊急支援事業」と

して実施することとしているが、その事業メニュー例として「福祉・介護人材マッチング機能強化」を継続することとしたので、各都道府県におかれては、当該事業の積極的な活用により管内の福祉・介護人材の確保が一層進むよう取り組みをお願いしたい。

(ウ) ハローワーク及び介護労働安定センターとの連携

都道府県福祉人材センターがより効果的に活動するためには、ハローワークとの連携が不可欠であるため、各都道府県におかれては、両組織と調整いただき、利用者の立場に立ったきめ細かなサービスの実施に向けて、より一層連携が図られるよう、配慮をお願いしたい。

また、介護労働者の雇用管理の改善のため、相談援助や講習会、調査研究等を行っている介護労働安定センターとの連携についても、福祉・介護人材の就業後の職場定着を図るためには重要であるので、各都道府県におかれては、より一層連携が図られるよう、配慮をお願いしたい。

エ 「介護の日」について

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者・その家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進することを目的として、平成20年7月に、毎年11月11日を「介護の日」と定め、介護に関する啓発を重点的に実施している。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知・啓発を図るため、「介護の日」の前後2週間（11月4日から11月17日まで）を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

今年度も、各都道府県等において地域の実情に応じた様々な啓発活動を積極的に実施・御尽力をいただいたことに関し、厚く御礼を申し上げたい。本年度の各都道府県等の取り組みについては、厚生労働省ホームページに掲載しているので、参照されたい。

各都道府県等におかれては、来年度以降も、管内の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、様々な啓発活動を行っていただくよう、協力願いたい。

(3) 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、厚生労働省から委託を受けて、指導的福祉人材の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2学科）、大学院（博士前期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）及び社会福祉主事養成課程等の通信教育科を設置している。

ア 社会福祉専門職大学院

専門職大学院は、社会人を対象に、幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人の養成を目的とした我が国で唯一の福祉の専門職大学院である。

現在、新たな制度（認定社会福祉士・認定上級社会福祉士制度）への対応のためのカリキュラム改正が進められ、また、市町村福祉行政等に助言、指導できる都道府県専門職の養成にも力を入れている。これまでに熊本県（4名）、長崎県（3名）、埼玉県（3名）、東京都（2名）から職員が派遣されるなど、複雑化する社会福祉行政への対応として、行政機関からの職員派遣が増えつつあり、卒業後の現職での活躍が期待されているところであるので、各都道府県等におかれては、職員の派遣について積極的に検討願いたい。

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科（ケアマネジメントコース、ビジネスマネジメントコース）

平成26年度入学試験は、以下のとおり実施することとしている。その詳細については、日本社会事業大学にお問い合わせ願いたい。（TEL042-496-3000）

	<入学試験日>	<出願期間>
・第Ⅰ期	平成25年10月20日（日）	25年 9月13日（金）～10月 3日（木）
・第Ⅱ期	平成25年12月 8日（日）	25年11月 5日（火）～11月21日（木）
・第Ⅲ期	平成26年 1月26日（日）	25年12月16日（月）～ 1月 7日（火）
・第Ⅳ期	平成26年 3月 1日（土）	26年 1月20日（月）～ 2月10日（月）

イ 社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

日本社会事業大学では、清瀬キャンパス及び文京キャンパス（文京区茗荷谷）において、次のような社会人を対象とした各種講座を実施しているので、各都道府県等におかれては、職員の派遣方について検討するとともに、管内の市町村及び関係

団体等への呼びかけをお願いしたい。

- 福祉・介護分野等の職員の資質向上を図るための「スキルアップ講座」
- 福祉事務所等における処遇困難事例の対応策を学ぶ「福祉マイスター道場」
- 福祉経営に携わる職員向けの「福祉経営塾」

(詳細については、日本社会事業大学ホームページ「専門職大学院リカレント講座」を参照願いたい。http://www.jcsw.ac.jp/s_guniversity/skill_kouza.html)

2 経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて

(1) 現状

経済連携協定（EPA）に基づき、現在、インドネシアとフィリピンの2カ国から、介護福祉士候補者の受入れを行っており、その概要は以下のとおりである。

ア インドネシア（平成20年7月 協定発効）

インドネシア人介護福祉士候補者の受入れに関しては、受入れ施設で就労しながら国家試験の合格を目指す就労コースが設けられている。

	受入れた候補者数
平成20年度	104名
平成21年度	189名
平成22年度	77名
平成23年度	58名
平成24年度	72名

イ フィリピン（平成20年12月 協定発効）

フィリピン人介護福祉士候補者の受入れに関しては、上記の就労コースと、養成施設で就学し資格取得を目指す就学コースの2つが設けられている。

	受け入れた候補者数	
	就労コース	就学コース
平成21年度	190名	27名
平成22年度	72名	10名
平成23年度	61名	募集なし
平成24年度	73名	募集なし

(2) 平成25年度の受入れ

平成25年度においては、インドネシア・フィリピンともに、最大で300人の候補者を受け入れることとしており、受入調整機関である（社）国際厚生事業団において、日本側の受入れ施設の募集、日本での就労・研修を希望する候補者の確定、受入れ施設と候補者とのマッチングを行ったところである。今後は、母国での日本語研修

を経て、平成25年6月頃、入国手続を行い、その後、日本語研修を開始する予定である。

(3) 候補者に対する学習支援策（平成25年度予算案）

平成23年度には、平成20年度に入国したインドネシア人候補者が初めて国家試験を受験し、35名が合格した。また、平成24年度は、平成21年度に入国したフィリピン人候補者が初めて国家試験を受験した（平成25年1月27日）。

社会・援護局においては、意欲と能力のある候補者が一人でも多く試験に合格し、介護福祉士資格を取得できるよう、様々な支援を行っており、本年度から介護福祉士の資格を取得できずに帰国した者の再チャレンジ支援も行っているところである。

また、平成25年度予算案においては、外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の対象経費を拡充し、候補者及び受入れ施設への支援を強化することとしており、その概要は以下のとおりである。

当該事業については、セーフティネット支援対策等事業費補助金を活用して実施する予定である。各都道府県におかれては、管内の受入れ施設に対する積極的な周知と事業の活用促進をお願いしたい。なお、本事業は各都道府県に財政負担を求めるものではない。

ア 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

①受入施設が行う候補者の日本語学習や介護分野の専門学習の費用、学習環境の整備の費用及び②受入れ施設の研修担当者の活動に対する費用（手当）について補助する。

補助率	定額（10／10）
①候補者1人当たり	年間23.5万円以内
②1受入施設当たり	年間8.0万円以内

※ 対象となる学習経費等の例

日本語講師や養成校教員等の受入れ施設への派遣、日本語学校への通学、民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加、学習支援に必要な備品購入及び

受入れ施設の研修担当者の活動に対する支援（手当）等

イ 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

受入れ施設における継続的な学習を支援するため、日本語や介護分野の専門知識と技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修並びに就労2年目及び3年目の候補者に対する介護分野の専門知識に関する通信添削指導（定期的な小テスト）を実施する。

また、介護福祉士の資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援（模擬試験の実施等）を実施する。

(4) 平成21年度インドネシア人及びフィリピン人候補者に対する滞在期間の延長の取扱い

「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」（平成23年3月11日閣議決定）に基づき、外交上の配慮の観点から、平成21年度に入国したインドネシア人及びフィリピン人候補者のうち、平成24年度の介護福祉士国家試験に合格しなかった候補者については、

- ・ 候補者本人から国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること
- ・ 受入機関により、国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、適切な研修を実施するとの意思が表明されていること
- ・ 介護福祉士国家試験の得点が一定の水準（基本的には、筆記試験の合格基準点の5割）以上の者であること

等の条件を満たす場合に、追加的に1年間の滞在期間の延長が認められる。滞在期間の延長についての具体的な要件等は、今後関係省庁と調整のうえ、平成24年度の介護福祉士国家試験の合格発表後を目途に、別途お知らせする予定である。

(5) ベトナムからの介護福祉士候補者の受入れについて

平成24年4月に「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換」が完了し、ベトナムからの介護福祉士候補者の受入れに関する基本的枠組みについて、ベトナム政府と合意に至

っている。合意された交換公文に基づき、

- ・ ベトナムにおける3年制又は4年制の看護の課程を修了し、かつ、ベトナム国内において日本語研修を受け、日本語能力試験N3に合格した介護福祉士候補者が、
- ・ 就労コース（雇用契約に基づき日本の受入れ施設で研修・就労するため、最大4年間の滞在を認め、滞在期間中の国家試験の合格を目指す）により入国することが予定されている。

第1陣の介護福祉士候補者は、現在、ベトナム国内で日本語研修を受講中であり、平成26年半ばの訪日を予定している。

(6) 配置基準の見直しについて

介護福祉士候補者の配置基準上の取扱いについては、平成24年4月から、受入れ施設での就労開始日から1年を経過した候補者等を、夜勤の介護報酬加算等、一部の配置基準の算定対象に含めることを可能としたところである。

さらに、平成25年4月からは、受入れ施設での就労開始日から6ヶ月を経過した候補者等について、職員の基本の配置基準や夜勤の基本の配置基準への算入を認める方向で、現在、改正告示案のパブリックコメントを実施している。見直し後の取扱いについては、改正告示案の手続が終わり次第、各都道府県等に対して通知する予定である。

第5 社会福祉の基盤整備について（福祉基盤課）

1 社会福祉法人を取り巻く状況について

(1) 社会福祉法人の役割について

ア 生活困窮者の生活支援への対応

先般、「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」において生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに関する報告書が取りまとめられたところである。本報告書においては、社会福祉法人について、以下のとおり、相談支援や就労支援などの場面での活躍が期待する旨記載されている。

社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会 報告書（抜粋）

Ⅲ 新たな生活困窮者支援制度の構築について

2 新たな相談支援の在り方について

- 現在、生活保護受給者以外の生活困窮者に対しては、公的な相談支援が十分に行われているとは言い難い。今後は、生活保護受給に至る前の層への支援を強化するため、本人の状況に合わせた丁寧な対応を行う新たな相談支援体制を構築することが必要である。
- 生活困窮者に対する相談支援事業の実施主体は地方自治体であるとしても、既存の福祉事務所が全てを担うことは困難である。このため、地方自治体からの委託を受け、社会福祉法人や社会福祉協議会、NPO等の民間団体も事業を実施できるよう必要な法整備を行うことが必要である。
特に、社会福祉法人は社会福祉の中心的な担い手であることをあらためて自覚し、この分野でより積極的な役割を担うべきとの意見があった。

3 就労準備のための支援の在り方について

- 生活困窮者の就労意欲の喚起のためには、その前提としての動機づけ、一般就労に向けた基礎能力の形成など、いくつかの段階を設けることが必要である。このため、生活困窮者の一般就労に向けてこうした能力を培うための支援を一貫して行う事業（以下「就労準備支援事業」という。）の実施が必要である。
- 就労準備支援事業の実施主体は、後述するような新たな相談支援事業の実施主体との連携の必要性等も踏まえると、福祉事務所を設置している自治体を中心とすることが考えられる。一方で、きめ細かな対応をするためには、住民に最も身近な基礎自治体が実施主体となるのが適当であるとの意見もあった。
- その際、この分野では既に民間団体において先駆的な取組があることも踏まえ、事業の推進に当たっては、地方自治体からの委託を受け、社会福祉法人やNPO等の民間団体が主体的に役割を果たしていけるような制度設計を検討することが必要である。

4 中間的就労の在り方について

- 生活困窮者の中には、直ちに一般就労を求めることが難しい者もいるので、段階的に、中間的な就労の場や社会参加の場を設けることが必要である。
- 中間的就労は、社会福祉法人、NPOや社会貢献の観点から事業を実施する民間企業などのいわゆる社会的企業の自主事業として考えるべきである。特に、一般の企業と比べて事業を立ち上げる上での支援を受けている社会福祉法人は積極的に取り組むべきであり、中間的就労を広げていくためにも、まずは社会福祉法人が成功事例をつくっていくことが期待される。
- なお、社会福祉法人が中間的就労を提供することについては、
 - ・ 社会福祉法人は社会福祉事業の実施という従来の制度対応のみならず、生活困窮者を始めとした地域の中の新たな課題に応えるために福祉的な支援をしていく必要がある。
 - ・ ただし、社会福祉法人には事業経営の専門家が不足しているため、団塊世代の企業OBの力を発揮してもらうことなども検討すべきである。これは事業内容の開発創造と安定した経営基盤の両面から期待されるところである等の意見が出された。

このように、社会福祉法人には、地域における公益的事業の担い手として従来の社会福祉事業のみならず、生活困窮者支援の実施等の役割が求められていることから、各都道府県等におかれては、このような社会福祉法人の役割を理解いただき、所管する社会福祉法人に対して、本報告書の情報提供等をお願いしたい。

イ 法人運営の透明性・適正性の確保について

昨年11月に開催された行政刷新会議規制・制度改革委員会において、社会福祉法人は税制優遇が措置され公益性を有する法人であることから、財務諸表の自主的な公開、第三者評価の受審、外部監査の活用の義務づけを検討すべき等との指摘がなされたところである。

一方で、現行の社会福祉関係法令や関係通知では、これらについて、義務づけまでは行っていないところであるが、社会福祉法人の運営の透明性・適正性を確保する観点からは、法人自ら積極的な取り組みを行うことが望ましいものである。

現在、これらの取組状況について、所轄庁を通じて全国の社会福祉法人に対し、実態把握をお願いしているところであるが、これは今後、規制改革等に係る社会福祉法人の在り方を議論する上で、大変重要であると考えており、各都道府県等にお

かれては、調査の取りまとめにご協力をお願いしたい。

(2) 一般市への権限移譲について

平成23年8月、社会福祉法（昭和26年法律第45号）が改正され、主たる事務所が市の区域にある社会福祉法人（地区社会福祉協議会である社会福祉法人を除く。）であってその行う事業が当該市の区域を越えない法人に限り、本年4月から当該市が所轄庁となる。

このため、各都道府県は、一般市に所轄庁の権限が移譲される法人を把握するとともに、一般市に対し事務処理内容や個別法人への説明等権限移譲が円滑に進むよう、対応をお願いしたい。

(3) 個人が社会福祉法人に寄附を行った場合における税額控除制度の周知について

平成23年6月、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）が改正されたことに伴い、個人が一定の要件を満たした社会福祉法人、特定非営利活動法人等へ寄附金を支出した場合、所得控除制度に加えて、税額控除制度との選択適用を可能とし、同年分から適用することとされた。

しかしながら、社会福祉法人は、他法人と比較して未だ税額控除制度の利用状況が低い状況にあるため、各都道府県等におかれては、所管法人に対して積極的に周知いただくようお願いしたい。また、ホームページ等を活用し、住民等への広報を併せてお願いしたい。

《参照通知等》

・「税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等について」

（平成23年8月2日付け社会・援護局福祉基盤課長通知）

2 社会福祉施設の防災対策等について

(1) 社会福祉施設等の耐震化等整備の推進について

社会福祉施設等の耐震化等整備については、平成21年度補正予算において創設した社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金等により推進しているところであるが、平成24年度補正予算案において、本基金に97億円を積み増し、実施期限を1年間延長するとともに、新たに、津波対策としての高台移転整備や小規模施設のスプリンクラー整備等を本基金の助成対象に追加したところである。

ア 高台移転整備の対象施設

現行の耐震化整備の対象施設（※）であって、都道府県が立地上津波対策としての高台移転が必要と認める施設

※ 対象施設

救護施設、更生施設、障害者支援施設、障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設

イ スプリンクラー整備の対象施設の追加

現行のスプリンクラー整備の対象施設（※）であって、延べ面積275㎡未満の施設を追加

※ 対象施設

- ・ 救護施設、障害者支援施設、短期入所事業所、障害児入所施設、乳児院
- ・ 障害程度区分4以上の者又はこれと同様の者が利用するケアホーム、グループホーム、福祉ホーム

〔 ※ 本基金（平成24年度補正予算案97億円の追加交付分）は、内閣府の地域の元氣臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）の交付対象。 〕

併せて、平成24年度補正予算案において、独立行政法人福祉医療機構に対する出資金46億円を計上し、耐震化整備やスプリンクラー整備に係る現行の優遇融資継続

のほか、新たに、入所施設の高台移転整備の無利子化等の優遇措置を設けることとしたところである。

(参考) 独立行政法人福祉医療機構の優遇融資

	社会福祉施設 (入所)
融資率	(通常) 70～80% → (耐震化) 90% (高台移転) <u>95%</u>
利率優遇	(耐震化) 通常利率 $\Delta 0.5\%$ (当初5年間) (高台移転) <u>無利子</u>

※ 高台移転に係る二重ローン対策 (返済猶予や償還期間延長等) も実施

本基金対象施設の耐震化整備については、全て耐震化を完了した県がある一方で、未だ多数の未耐震施設が残っている都道府県が存在しており、進捗状況にばらつきが生じている。

本基金対象施設については、自力避難が困難な障害児者や児童の入所施設であることから、今後想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了するとともに、併せて、津波による被害が想定される施設の高台移転等についても促進していく必要がある。

各都道府県等におかれては、本基金や融資制度を積極的に活用するとともに、例えば対象施設について個別にヒアリングを行い耐震化整備等に向けた助言を行うなど、耐震化整備等を推進するための必要な支援をお願いする。

その他の社会福祉施設についても、社会福祉施設等施設整備費補助金、安心こども基金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金の活用等により、計画的に耐震化整備等を推進するための必要な支援をお願いする。

なお、耐震診断費用については、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室が所管する補助制度「(住宅・建築物安全ストック形成事業 (社会資本整備総合交付金において実施)) (国土交通省1/3、地方公共団体1/3、民間事業者1/3) があるので、必要に応じて事業者に対する情報提供等をお願いする。

また、社会福祉施設等については、地域の防災拠点として、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、震災時等においては緊急避難的な措置として必要な要援護者の受入れを積極的に行っていただくよう、管内事業者に対し

て周知徹底をお願いする。

(2) 社会福祉施設の土砂災害対策の徹底について

社会福祉施設等の土砂災害対策の推進については、「災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成22年7月27日付け社援総発0727第1号国河砂第57号厚生労働省社会・援護局総務課長、国土交通省河川局砂防部砂防計画課長連名通知）により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしているところであるが、今般、総務省行政評価局が社会福祉施設をはじめとする災害時要援護者関連施設の土砂災害防止対策の実態把握を行った結果、以下の課題が認められたところである。

各都道府県におかれては、以下の課題及び対応を踏まえ、改めて砂防部局や管内市町村と連携体制の強化をお願いする。

【総務省行政評価局による実態把握結果による課題と対応】

- 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の的確な把握
土砂災害のおそれのある箇所に立地する災害時要援護者関連施設の把握漏れなどが4県で39施設あり。
 - 土砂災害のおそれのある箇所及び災害時要援護者関連施設に関する情報についての都道府県民生部局と都道府県砂防部局との情報共有を徹底し、両部局において土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設を的確に把握しているかチェックすること。
- 土砂災害警戒区域における災害時要援護者関連施設の新設への適切な対応
土砂災害警戒区域内に新規立地されている例が4県で60施設、これらのうち施設の新設計画者への情報提供等が実施されていない例あり。
 - 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の新設に対し適切に対応するため、以下について徹底すること。
 - ① 都道府県民生部局は、申請書の提出を受けた時点にとどまらず、早期に災害時要援護者関連施設（市町村管轄施設を含む。）の新設計画に係る情報の入手に努めることとし、市町村が同情報を入手した時点で、当該情報を都道府県民生部局に提供するように市町村に依頼すること。
 - ② 上記①により情報を入手した際には、都道府県民生部局、都道府県砂防部局及び市町村が連携し、土砂災害警戒区域に係る情報を同施設の新設計画者に提供し、土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画検討を促すこと。

併せて、土砂災害のおそれがある地域に所在する社会福祉施設等については、消防

機関、市町村、地域住民等と日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の状況の情報共有や避難時や避難後の円滑な支援を行うための協力体制を確立する等、土砂災害対策に万全を期すよう必要な助言・指導をお願いする。

(3) 災害福祉広域支援ネットワークについて

被害が甚大であった東日本大震災においては、被災地における要援護者（高齢者、障害児・者、妊婦、乳幼児等災害時に支援が必要な者）を支援する福祉人材の確保が困難となり、被災地域外からの広域的な支援を必要としたが、支援の仕組み、受入れの仕組みが事前に十分構築されておらず、効果的に進まなかったことが大きな教訓となったところである。

そのため、福祉分野においても、発災直後からの能動的・機動的な対応や、被災地域外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等について包括的・継続的に支援する仕組みをできるだけ早期に構築し、大規模災害に備える必要がある。

今年度においては、災害福祉広域支援の体制及び緊急派遣チームの仕組み等について検討を行うとともに、先ずは都道府県単位でのネットワーク構築の足がかりとなる支援を目的に、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業により都道府県単位での福祉支援ネットワーク本部を設置するための事業等について、助成を行うこととしたところである。

既に福祉分野における広域的な支援ネットワークの構築に取り組まれている自治体もあると承知しているが、多くの自治体では未構築・検討されていない実情もあることから、平成25年度においても、引き続きネットワーク構築に係る助成事業について実施する予定である。詳細については決まり次第、福祉医療機構のホームページ等を通じてお知らせすることとしている。

都道府県におかれては、災害福祉広域支援ネットワーク構築の必要性についてご理解いただくとともに、平時から管内市町村や、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人をはじめとする民間福祉事業者等との連携に努めることにより、公民の連携による災害福祉広域支援体制を構築していただけるよう、格段のご協力をお願いしたい。

(4) 福島県相双地域における介護職員等応援事業について

東京電力福島第一原子力発電所等が位置する福島県相双地域等における介護職員等

の確保対策を検討するため、福島県と協働で「福島県相双地域等福祉人材確保会議」を設置し、福島県福祉人材センターや福島労働局等の関係者が集まり、福祉人材確保のための取組みについて協議をするとともに、応急的な措置として、昨年6月から介護職員等の応援事業を実施してきている。

福島県相双地域等においては、引き続き介護職員等の人材不足への対策が必要な状況になっているところであり、この応援事業を平成26年3月末まで延長することとしている。

既に昨年12月の事務連絡でお知らせしているところであるが、引き続き福島県相双地域等の施設に対する介護職員等の応援について、管内市町村、事業者等へ周知していただくなどご協力をお願いしたい。

(参照)
「福島県相双地域等への介護職員等の応援事業の延長等について（各都道府県、指定都市、中核市民生主管課宛 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課事務連絡（平成24年12月25日付）」

(5) 被災地における共生型福祉施設の設置について

東日本大震災の被災地の復興に当たっては、福祉サービスの提供体制の再構築（社会福祉施設の再建を含む。）や地域コミュニティの再生・活性化が喫緊の課題であり、また、社会福祉施設再建の際には土地確保が課題として挙げられている。

これらの課題に対応するため、昨年7月に「被災地における共生型福祉施設の設置について」（平成24年7月31日付雇児総発0731第1号、雇児保発0731第1号、社基発0731第1号、障障発0731第2号、老高発0731第1号、老振発0731第2号）を発出し、被災地において、高齢者、障害児者及び子どもがともに利用でき、身近な地域で必要な福祉・コミュニティのための機能をコンパクトに1つの場所で担う「共生型福祉施設」の設置を推進していくこととしたところである。

また、被災地において共生型福祉施設の設置を推進するため、平成24年度正予算案において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の助成対象事業に被災地における共生型福祉施設整備事業を追加したところである。

【事業概要】

- ・設置主体 市町村、社会福祉法人、公益法人、NPO法人 等
- ・整備区分等 創設
 - ※ 新築の他、既存施設を活用して新たに事業を実施するために必要な改修を含む。
- ・補助単価 5,000万円（定額 基金10/10）
 - ※ 施設整備に併せて施設と一体的な設備を整備する場合は、当該設備整備費について500万円（定額 基金10/10）以内で加算できる。

岩手県、宮城県及び福島県におかれては、本事業を管内市町村や事業者、関係団体等に幅広く情報提供いただくとともに、高齢者・障害児者・児童関係部局や管内市町村と連携し、共生型福祉施設の設置・運営に関する問合せ等に対して、必要な助言を行うなど、特段のご配慮をお願いする。

また、現在、被災地における共生型福祉施設の設置運営に関する手引の作成に向けて検討を進めているところであり、まとまり次第、各都道府県等に情報提供する予定であるので、念のため申し添える。

第6 災害対策等について（災害救助・救援対策室）

東日本大震災に際しては、被災県・被災市町村のご尽力はもとより、被災県を応援いただいている各都道府県等におかれても、避難された被災者の受け入れを行っていただいていることに、改めて感謝申し上げます。

1 災害発生時の実施体制の強化について

平成24年度は、これまでに5月の竜巻災害を始めとして、九州北部豪雨や台風などによる自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらした。（延べ10道府県32市町村に災害救助法を適用）

こうした背景を踏まえ、今後起こりえる災害の発生を想定し、以下の点に留意しつつ、応急救助等の実施体制について、より一層の取組強化をお願いします。

（1）被害状況の迅速な把握について

被害状況は、災害救助法の適用判断の基礎となるだけでなく、救助の早期実施や、救助の種類、その程度、方法及び期間等の決定に重要な情報であることから、その状況把握を迅速に行われたい。

ここで言う被害状況とは、単に死傷者数等の人的被害や住家の全壊・半壊等の物的被害状況だけでなく、発生している災害により多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じていないか、更に継続的に救助を必要としていないかという視点での情報を市町村から把握することである点に留意されたい。

そのため、市町村の被害状況の把握方法について、情報収集・連絡手段等の方法を再検討するとともに、常日頃から被害状況等の迅速な都道府県への報告を徹底し、その情報を元に法の適用を検討すること。

(2) 避難所の運営等について

避難所の設置期間の長期化が見込まれる場合は、次の設備や備品等を整備し、プライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を講じること。

なお、平時より購入による整備の他、必要に応じてリース等の活用も図るとともに、関係事業者等と協定を結ぶなど事前準備を図りたい。

- ① 簡易ベッド・畳・マット・カーペット等
- ② 間仕切り用パーティション
- ③ 冷暖房機器、テレビ、ラジオ
- ④ 仮設洗濯場（洗濯機・乾燥機含む）・簡易シャワー・仮設風呂等
- ⑤ 仮設トイレ（高齢者、障害者等の災害時要援護者が使いやすい洋式の仮設トイレ（ポータブルトイレ含む）を必要に応じて設置すること）

また、女性用の更衣室や授乳室の設置など、女性のニーズや視点を取り入れるなどの工夫をする。

(3) 福祉避難所の設置・推進について

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等にあっては、一般の避難所では生活に支障をきたすことがあるため、それらの者に特別に配慮した避難所として、福祉避難所の設置及びその推進が求められているところである。

福祉避難所については、その設置・活用の促進のため「福祉避難所設置運営に関するガイドライン」（平成20年6月）をお示ししている。平成24年9月末時点の調査では、合計で11,256か所（前回調査時※7,546か所）の施設が指定され、1か所以上指定済の市町村割合は56.4%（同41.7%）となり、前回調査より153市町村増えた。（調査結果は、市町村毎の詳細なデータを含めて、厚生労働省のHPに掲載）

都道府県におかれては、同ガイドラインを参考として、改めて、

管内市町村に対して、次の事項について留意しつつ、福祉避難所の事前指定の推進に向けた取組みをお願いしたい。

また、福祉避難所に適した施設と人材の確保についても、広域的な視点での調整を図りつつ、管内市町村への支援をお願いします。

- ① 量的確保のため、あらかじめ適切な施設（具体的には、耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化された施設の指定や介助員等の派遣の体制について関係団体と協定を結ぶなど事前準備を進められたいこと。
- ② 災害時要援護者の生活必需品である、紙おむつ、ストーマ用器具等消耗器材、要援護者向け食料等について、平時から、備蓄又は関係団体等との協定を結ぶなど事前準備を進められたいこと（なお、県の災害救助基金により、これらの備蓄が可能である。）。
- ③ 福祉避難所を設置した場合、災害救助法による国庫補助対象として、次のような実費を加算できること。
 - ア 概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介助員・手話通訳等の配置
 - イ 高齢者、障害者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の費用
 - ウ 要援護者の日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材、食事の費用なお、社会福祉施設への緊急入所、緊急ショートステイ等による対応で生じる費用については、介護保険制度等による対応となるため、法による救助の対象とはならないので留意願いたいこと。

(参考) 東日本大震災における福祉避難所の課題等

- 急遽、福祉避難所に指定した避難所は、避難者の日常生活に必要な機能、設備（ベッド、車イス、杖等）が十分ではなく、避難者に少なからぬ負担をかけた。
 - 生活支援物資の備蓄を進める必要がある。
- 福祉避難所における医療・福祉職員の確保・配置や避難者の病院通院への交通手段の確保等について、担当部署が体制を構築するまでに時間を要した。
 - 防災・福祉・医療等の関係部局において、災害時における連携・協力がスムーズに行えるような体制を構築する必要がある。

(4) 応急仮設住宅等の提供について

応急仮設住宅は災害により住家が全壊するなどして、住む場所を失った被災者に、応急的な仮の住まいを提供するものである。

その提供手段は、応急仮設住宅の建設を前提とするのではなく、被災規模や被害状況、応急仮設住宅の建設用地の確保及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況などを勘案し、民間賃貸住宅等の借上の活用など、その地域の被災者にとって適切な一時的な住居等の確保に向けて取り組まれない。

まず、応急仮設住宅の建設については、昨年5月に、国土交通省と連携して、平時からの事前の取組（建設候補地の選定、地域の実情に応じた標準仕様の設定、事業者との事前協定など）や、発災後の対応（必要戸数及び仕様の確定、発注から完成、引き渡しまでの流れなど）等を取りまとめたマニュアルを作成し、各自治体や関係団体に通知した。都道府県では本マニュアルを元に、大規模災害時に大量の設置が必要となる事態に備え、市町村と調整を図り、必要な準備をされたい。

また、民間賃貸住宅の借り上げを想定し、都道府県では管内業界団体と協定を結ぶなど、日頃から民間賃貸住宅の空き住戸の把握や、災害発生時の入居手続き等の確認をすることにより、早期の避難所

解消に向けた取組を行うこと。なお、昨年12月に、国土交通省と連携して民間賃貸住宅を活用するに当たっての、各団体との事前の協定例や、物件の確保及び提供についての具体的な手続きや留意事項をまとめた手引書を作成し、各自治体や関係団体に通知した。

(5) 医療（救護班）について

災害が発生した場合には、必要に応じ速やかに救護班を編成・派遣し、災害のため医療の途を失った者に対して法による医療を実施する必要がある。

このため、災害発生直後の混乱期に、迅速に救護班の活動を開始できるように、予め公立病院、日本赤十字社等の協力を得て救護班を編成しておくとともに、地域医師会等との連携体制や救護班の活動を調整する仕組みを確立しておくようお願いしたい。

また、時間の経過とともに必要となる、心のケア、生活不活発病予防、口腔ケア等に必要な専門スタッフを加えるなど、被災地の医療需要に柔軟に対応できるような仕組みの構築をお願いする。

2 災害救助法の運用について

都道府県は、大規模災害が発生した場合には、主導となって広域的な調整機能を十分に発揮する必要があるため、特に次の事項に留意され平時より準備していただくとともに、災害時には迅速な対応を図られたい。

(1) 法適用の判断について

法適用の決定については、基本的には市町村又は都道府県の区域内の人口に応じて適用の基準となる滅失世帯数を定められており、被害住家の数で判断することになっている。

しかしながら、この滅失世帯数に達しない場合であっても、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じ、継続的に救助を必要とするなど、住家被害等が十分な把握が出来ていない状況であ

っても法を適用することが可能である。

法の適用は都道府県が行うことから、指定都市及び中核市も含め市町村と同様、密接に連絡を取り、被害状況等を把握するよう努められたい。

＊ 4号適用の具体例（24年度例示）

- ・ 豪雨の継続により更なる土砂災害の発生のおそれ及び住民生活への影響
- ・ 大規模な竜巻の発生に伴う被害及び住民生活への影響
- ・ 川の堤防決壊による浸水予想及び住民生活への影響
- ・ 暴風雪による長期間の停電と住民生活への影響（暖を採る）

（2）応急救助の実施状況の把握について

法適用後においては、被害状況、法に基づく救助の実施状況を逐次把握し、情報提供を行うよう市町村に依頼するとともに、当室に対してもその内容について逐次情報提供されたい。

都道府県におかれては、救助に関する事務の一部を市町村に委任した場合には、応急救助の実施主体として、常に市町村に委任した事務の状況把握に努めるとともに、万一、市町村において事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、必要に応じて現地に職員を派遣して状況把握に努める等、適切な事務の遂行に努められたい。

なお、法による応急救助の実施に当たっては、法担当部局のみならず、消防、保健、福祉、住宅などの部局との役割分担及び連携方法を平常時において明確にされたいこと。

（3）特別基準について

法による救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成12年3月31日厚生省告示第144号。以下「一般基準」という。）に基づき実施されているが、被害の状況等によっては、一般基準では対応できない場合もあるので、特別基準の設定が可能となっている。

特別基準を設定する場合の厚生労働省との協議は、まずは電話による協議で可能である。

(4) 災害時要援護者への対応について

高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難支援対策の推進については、災害による人的被害を軽減する上で、喫緊の課題である。

各市町村における災害時要援護者の避難支援対策の取り組み（避難支援プランの全体計画の策定、個別計画の策定、災害時要援護者名簿の整備等）と併せて、福祉避難所の必要数等についての把握を行うなど、一体的な推進を図りたいこと。

なお、現在、内閣府において、東日本大震災における災害時要援護者の避難状況を踏まえ、ガイドラインの見直しを含め災害時要援護者の避難支援についての検討を行っているところである。

(5) 局地的な大雨

近年、局地的な大雨が各地で観測されている。このような局地的大雨は、急激に天候が変化し、非常に強い雨が降るため、降った雨が低い場所へ一気に流れ込み、急な河川の増水や冠水など、短時間でも大きな被害が発生するとともに、狭いエリアでの大雨のため、状況の把握が困難である。

悪天候時に、最新の気象情報を把握し、周辺の河川や冠水危険地域の状況等について、逐次情報収集を行うのは当然のこと、平時より情報収集手段、被害状況の把握方法等について再点検を行い、災害の発生時には、より迅速な情報収集と情報伝達が図られるよう、十分な準備をお願いしたい。

(参考) 床上浸水の被害認定について

- 床上浸水の被害認定については、内閣府より「浸水等による住家被害の認定について（平成16年10月28日政防第842号）」が発出されている。

(6) 降積雪期における防災体制の強化

過去の自然災害をみると、降積雪期においては、雪下ろし等除雪作業中の事故や雪崩による犠牲者が発生している状況にある。

大雪やなだれ、暴風雪等により住民の生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合は、災害救助法を適用することは可能である。特に、短期間の集中的な降雪により、そのまま放置すれば住宅や隣接する空き家が倒壊し住民に危害が及ぶおそれが生じた場合、要援護世帯など自らでは除雪を行うことができない世帯については、災害救助法による「障害物の除去」として、住宅等の除雪（雪下ろし等）を行うことが可能であるため、ご留意願いたい。

今期においても、大雪による災害の発生に十分注意を払い、発災のおそれが生じた場合には迅速な対応がなされるよう、態勢の整備を図られたい（平成 24 年 12 月 17 日付事務連絡参照）。

(7) 災害救助対策事業について

本事業は、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成 17 年 3 月 31 日社援発第 0331021 号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、法による応急救助の円滑な実施に資するため、都道府県が管内市町村の関係職員を対象とした実務的な研修や地域住民に対する広報・啓発等の基盤整備を行うものである。

このような事業趣旨と各自治体における災害対応時の経験、地域住民の要望等を踏まえ、地域の特性等に配慮した防災体制強化の観点から、被害の軽減、未然の防止をねらいとして、本事業を積極的に活用されたい。

なお、本事業は事業の趣旨に合う内容であれば、法担当部局以外の部局が実施する事業についても補助対象とすることとしているので、消防、保健、福祉、住宅などの関連部局間で連絡調整のうえ、十分な活用をお願いしたい。

3 災害弔慰金等について

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け及び貸付け後の債権管理については、市町村が迅速かつ的確に事務を遂行できるよう特段の配慮を願いたい。

特に、2以上の都道府県において災害救助法が適用された場合には、同一の災害により生じた被害で、法が適用されていない市町村の被害も災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給対象となるので留意願いたい。

4 災害救助法等の所管業務にかかる内閣府への移管について

災害救助法、災害弔慰金等の支給に関する法律、国民保護法（避難者の救援部分）について、厚生労働省から内閣府に移管する方向で準備を進めているところである。

第7 地方改善事業等について（地域福祉課）

（1）地方改善事業の実施について

ア 隣保館運営事業等について

隣保館運営事業等については、今後とも多様化する住民ニーズに的確に対応するためには、地域の関係機関と連携することなどが必要であり、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないようご配慮願いたい。

また、地方改善事業にかかる国庫補助金（地方改善事業費補助金及び地方改善施設整備費補助金）については、平成22年以降これまで、地方が自由に使えるいわゆる「一括交付金化」の検討がされてきたところであるが、平成25年1月に「日本経済に向けた緊急経済対策」が閣議決定され、この中で「地域自主戦略交付金」（いわゆる一括交付金）を廃止することが明示されたところである。これに伴い、これらの補助金の取り扱いについては、平成25年度以降も従前と同様の国庫補助の仕組みを継続することになるのでご留意願いたい。

なお、隣保館の国庫補助基準単価については、平成23年度以降、地方負担額の増加に配慮し、2カ年に渡って基準額を段階的に引き上げる激変緩和措置を講じてきたところであるが、この措置については平成24年度をもって終了することになるのでご留意願いたい。

イ 隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、地域住民などから特定の団体に対し、恒常的・独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対しご周知願いたい。

なお、管内市町村の隣保館において、そのような疑義が生じた場合には、速やかに館の利用実態を確認の上、必要に応じて是正を図られたい。

（2）アイヌ政策の推進について

現在、政府では「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告（平成21

年7月)を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、「アイヌ政策推進会議」(座長:菅義偉内閣官房長官)を設置・開催しているところである。

平成24年7月に開催された同会議では、同会議の下に設置された作業部会(部会長:常本照樹北海道大学アイヌ・先住民研究センター長)での「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の展開等に関する検討状況が報告されたが、この中には、北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、民生委員等、生活相談に応ずる者に対するアイヌに関する研修の充実を図るべきとの提言も盛り込まれている。

このため、各自治体におかれては、民生委員の研修会などの機会を捉え、アイヌの人々に対する理解を深めていただくようご配慮願いたい。

なお、同作業部会では、現在、上記の報告を受けて、アイヌの人々への生活相談の充実に向けた具体的な対応等について検討が行われているのでご了知願いたい(首相官邸ホームページ内「アイヌ政策推進会議」参照)。

(3) 人権課題に関する啓発等の推進について

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在している。ついては、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施が重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう特段のご配慮を願いたい。

なお、近年、一部の自治体、社会福祉協議会が実施する結婚相談事業において、相談申込書や登録カードの記載項目等が基本的人権への配慮を欠いていたとして、改善が行われたという事例が発生したところである。結婚相談事業については、相談者の個人情報扱うこととなることから、基本的人権の尊重及びプライバシーの保護が十分に確保されるよう、引き続き管内市町村などに対して指導願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。

このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発・研修は、ただ漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

第8 消費生活協同組合の指導・監督について

(消費生活協同組合業務室)

(1) 改正法の施行に伴う対応について【P103 (参考資料1) 参照】

平成19年の消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下、「法」という。）改正により、生協の行う共済事業について契約者保護を図るために必要な以下の規制が整備され、平成25年4月からの完全施行に向け順次適用されている。

- ① 自己資本を充実させ、十分な支払余力を確保するとともに、支払余力を示す比率やそれに基づく早期是正措置を定め、財務の健全性を担保するための措置を規定（法第50条の5等）
- ② 生協が財政的に脆弱な場合、十分に契約者保護が図れない可能性があることから、共済事業を行う生協が最低限保有しなければならない出資の総額（最低出資金）を規定（法第54条の2等）
- ③ 他事業の財務状況が悪化し、それが共済事業の健全性を脅かすことを避ける必要があることから、共済事業を行う生協が他の事業を行うことを制限（兼業規制）（法第10条第3項等）

なお、①の事項に関連して、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号。以下、「生協法施行規則」という。）及び消費生活協同組合法施行規程（平成20年厚生労働省告示第139号。以下、「生協法施行規程」という。）を平成22年に改正し、健全性の基準及びその計算方法を定め、平成22年3月期末の決算から各生協において支払余力比率を算出することとなっている。

さらに、生協法施行規則を平成24年に改正し、平成24年3月期末の決算から、参考指標として、同基準による支払余力比率を事業報告書に記載すること及び公衆の縦覧に供することを義務付けており、また、平成25年3月期末の決算から、支払余力比率を早期是正措置の指標として適用することとなっている。

各都道府県におかれては、所管生協に対して、財務の健全性を確保する観点から、上記の規制に対応できるよう適切な指導・監督をお願いしたい。

また、平成20年に施行された改正生協法附則第38条において、「この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の消費生活協同組合法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされているところである。このため、平成25年度に施行状況を把握のうえ必要な検討を行う予定であるので、ご承知おきいただきたい。

(2) 消費生活協同組合法関連諸規定の改正について

平成25年3月期末決算から支払余力比率が早期是正措置の指標として適用されることを踏まえ、具体的な運用基準を「共済事業向けの総合的な監督指針」に規定する等、生活協同組合法関連諸規定の見直しを検討しているところであり、詳細は追ってご連絡するので、ご承知おきいただきたい。

(3) 地域における生協の社会的役割について

消費生活協同組合（以下、「生協」という。）は、一定の地域又は職域での人と人とのつながりによる組織であることから、近年の少子高齢化社会における地域コミュニティや家族の在り方の変化に伴い、益々地域社会への貢献が求められている。

その一つとして、高齢化や人口減少などの影響による高齢者等の孤立防止や見守り、買い物支援等を積極的に行うことが期待される場所である。

具体的には、地域において生協が自治体との協働を積極的に行い、従来から実施している宅配事業の充実のほか、各々の地域において見守り・買い物支援を行う団体と連携し、山間へき地等交通が不便で近隣にスーパーや商店がなく、買い物支援が必要とされる地域の高齢者等に、移動車両による食品の提供等を積極的に行うことが期待される。

各都道府県におかれても、生協の社会的役割を踏まえ、所管生協が可能な限り高齢者等の見守り・買い物支援等に積極的に取り組むことができるよう、地域におけるニーズの把握、所管生協との意見交換の実施、『社会的包摂・「絆」再生事業』の活用等による財政支援を行うなど、必要な指導・支援をお願いしたい。

(4) 健全な運営の確保について

生協は、税制においても普通法人に比べ優遇されているように、その社会的責務は非常に大きく、信頼と責任ある経営が求められている。

都道府県におかれては、適正な運営体制と事業の健全性が確保されるよう、以下の点についても留意の上、所管する生協の指導に特段のご配慮をお願いしたい。

- ① 員外利用、架空契約及び名義借契約等の発生を防止するための共済募集管理態勢の徹底
- ② 共済事業規約などに基づいた適切な共済金等支払管理態勢の徹底
- ③ 組合員の個人情報管理態勢や出資金及び共済掛金などの管理態勢の徹底
- ④ 事業を利用していない組合員が多数存在する生協においては組合員管理の徹底、休眠状態にある生協においては生協の指導の徹底
- ⑤ 財務状況が悪化している生協、特に、多額の累積赤字を抱えている生協における経営の健全化

また、新たに設立される生協の認可に当たっては、設立の趣旨や事業計画等について法の趣旨に照らして適切かどうか、また、将来にわたり安定的な事業継続が見込めるかどうか等の観点から、生協関係法令・通知に則り、適正に審査を行ったうえで、判断されるようお願いしたい。

(5) セーフティネット支援対策等事業費補助金（「消費生活協同組合指導監督事業」）の活用について

平成25年度予算（案）においては、生協の指導監督の充実強化を図るため、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」において「消費生活協同組合指導監督事業」（補助率1/2）を引き続き実施することとしているので、本事業の積極的な取り組みをお願いしたい。

特に、共済事業を実施する生協を所管している都道府県におかれては、(1)に記載の規制に対応できるよう、生協の財務状況を適切に把握しておく必要がある。このため、当該補助金の活用などにより、公認会計士などの助言を得るなど、検査担当者の知識向上を図った上で、生協の監督・検査に努めるようお願いしたい。

(6) 政治的中立の確保について

生協の政治的中立の確保については、法第2条第2項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところであり、生協が法の趣旨を十分尊重し、いやしくも政治的中立の観点から批判や誤解を招くことのないよう改めて厳正に指導されるようお願いしたい。

消費生活協同組合の指導・監督（共済事業における規制の対応）

生協法改正

- 平成19年の消費生活協同組合法の改正により、契約者保護の観点から、組合の財務の健全性や透明性を確保するため、健全性の基準（共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準）の導入・最低出資金規制・兼業規制等を整備。
（平成25年4月から完全施行）

スケジュール

【健全性の基準】

- ・平成22年3月期末決算（※1）・・・支払余力比率の算出
- ・平成24年3月期末決算（※2）・・・参考指標として、支払余力比率を事業報告書に記載すること及び公衆の縦覧に供することを義務付け
- ・平成25年3月期末決算から（※2）・・・早期是正措置の指標として適用（※3）

（※1）平成22年1月に生協法施行規則及び施行規程を改正

（※2）平成24年3月に生協法施行規則を改正

（※3）平成25年中に監督指針上に運用基準を定める予定

【最低出資金規制・兼業規制】

- ・平成25年4月から適用

共済事業実施組合を所管する都道府県におかれては、所管組合に対して、財務の健全性を図る観点から、これらの規制に対応できるよう、適切な指導・監督を行うことをお願いしたい。

第9 独立行政法人福祉医療機構について（福祉基盤課）

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、福祉・医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、福祉保健医療情報サービス事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を応援しているところである。各都道府県等におかれては、機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

1 福祉貸付事業について

平成25年度福祉貸付事業について

福祉分野については、今後、新たな成長が期待される分野と考えられることから、機構は当該分野に対する政策融資金融機関として大きな役割を求められているところである。

このような状況の中、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金及び安心子ども基金の積み増し・延長など、福祉、介護サービスの基盤整備に必要な整備費が平成24年度補正予算案及び予備費で予算計上されたこと等を踏まえ、政策上必要とする貸付原資の確保を図るとともに利用者サービスの更なる向上を図るため、融資条件の緩和等を行うこととしているほか、東日本大震災の復旧・復興に向けた優遇融資等についても引き続き実施するので、管内の社会福祉法人等に対して、遺漏なきよう周知をお願いしたい。

また、2月5日付けで既に機構から各都道府県等あて連絡しているところであるが、平成25年度福祉貸付事業の具体的な取扱方針並びに貸付事務手続き等に関する「福祉貸付事業行政担当者説明会」が、機構主催で3月22日に開催される予定であるので積極的な参加をお願いしたい。

(1) 貸付規模

資金交付額 4,573億円（うち福祉貸付 2,515億円）

(2) 貸付条件の見直しについて

別表のとおり

(3) 協調融資について

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みについて、平成20年度から福祉貸付全般に範囲を拡大したところである。また、「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成25年1月21日政策評価・独立行政法人評価委員会）においても併せ貸し（協調融資）の一層の拡大を図ることとされていることから、協調融資の利用促進について引き続き各法人等に対して、その活用について助言をお願いしたい。（詳細は参考資料6参照）

(参考)

- 独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(抄)
(平成25年1月21日政策評価・独立行政法人評価委員会)

機構は、福祉・医療分野について、民業補完を徹底し、融資対象の重点化を図るものとする。また、これまでの融資や経営診断を通じて得てきたノウハウ等を民間金融機関に積極的に提供するとともに、借り手側にとってメリットがあるとされる併せ貸しの一層の拡大を図ることにより、民間金融機関の参入を促し、福祉・医療分野の更なる成長に資するものとする。その際、機構による貸付実績において、併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業について要因を分析し、当該分析結果を踏まえて利用の向上に資する取組を行うものとする。

2 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

(1) 平成25年度予算額(案)	250億円
ア 給付予定人員	71,893人
イ 給付総額	937億円

(2) 都道府県補助金について

社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉事業の安定・発展に寄与することを目的として、保育所や障害者施設等の職員に対する退職手当給付に対して、国、都道府県、共済契約者である社会福祉法人の三者で1／3ずつを負担することで成り立っている制度である。

退職手当共済は一時的であっても支給財源に不足が生じ支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、平成24年度分に係る補助金の交付が完了していない都道府県におかれては、速やかに交付するようお願いしたい。

また、平成25年度以降においても補助金の早期交付について特段のご配慮をお願いしたい。

(別表)

平成25年度福祉貸付事業の貸付条件の見直し内容について

分類	事項名	見直し内容
新規	1) 都市部における社会福祉施設等の整備に係る融資条件の優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・都市部とは、首都圏整備法等に規定される1都2府19県、全国の政令指定都市及び中核市とする。 ・融資率を90%に引き上げる。 ・耐火構造の施設は償還期間(うち据置期間)を30年以内(3年以内)とする。 ・対象施設は特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、保育所、障害福祉サービス事業所に限る。
	2) 国有地等の定期借地権制度を活用した社会福祉施設等の整備に係る融資条件の優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏整備法等に規定される1都2府19県に加え、全国の政令指定都市及び中核市を対象地域に追加する。
	3) 自家発電装置整備に係る融資条件の優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・融資率を90%に引き上げる。 ・平成26年度末までとする。
	4) 保育所の貸付けの相手方の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付けの相手方を法人に拡充する。
	5) 児童養護施設等の家庭的養護への転換の対象となる整備に係る融資条件の優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・融資率は各施設の融資率に5%上乘せとする。
	6) 障害者自立支援基盤整備事業で対象となっていた整備種別に係る融資条件の優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・融資率は各施設の融資率に5%上乘せとする。 ・平成26年度末までとする。
	7) 特定有料老人ホームの融資条件の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付けの相手方を社会福祉法人、日本赤十字社、医療法人及び一般社団・財団法人とする。 ・併設対象施設は、従来の特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及びケアハウスに、病院及び介護老人保健施設を加える。
	8) 再生可能エネルギー等施設整備事業に係る融資条件の優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・融資率を90%に引き上げる。 ・耐火構造の施設は償還期間(うち据置期間)を30年以内(3年以内)とする。 ・低炭素建築物として認定された建物であることを要件とする。
	9) 障害者優先調達推進法の円滑な施行のための障害者就労施設等の整備に係る融資条件の優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・融資率を85%に引き上げる。 ・平成29年度末までとする。
	10) 償還期間の延伸	<ul style="list-style-type: none"> ・代理貸付対象施設の償還期間を直接貸付と同様とする。
	11) オンコスト保証制度の相手方の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人を不要とするオンコスト保証制度の対象の相手方を法人に拡充する。

分類	事項名	見直し内容
新規	12) 東日本大震災に係る被災地の復興のための優遇措置対象施設等の範囲拡充	・優遇措置の対象に保育所を追加する。
	13) 複合型サービス福祉事業の貸付けの相手方の拡充	・貸付けの相手方を法人に拡充する。
	14) 社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置	・対象施設に通所施設等を加える。 ・貸付利率の優遇については入所施設において国または都道府県等から耐震化整備に係る補助を受けたものに限る。 ・平成25年度末までとする。
	15) スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置	・対象施設に小規模な入所系施設を加える。 ・平成25年度末までとする。
継続	16) アスベスト対策事業に係る優遇措置	・融資率等の優遇措置を平成25年度末まで延長する。

(参考) 平成24年度補正予算(案)及び予備費での見直し内容について

分類	事項名	見直し内容
新規	1) 社会福祉施設の高台移転に係る融資条件の優遇措置	・社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金及び介護基盤緊急整備等臨時特例基金等の交付が行われた施設整備に限る。 ・融資率を95%に引き上げる。 ・貸付利率を無利子とする。 ・その他二重ローン対策として個別に償還期限の延長等を実施する。 ・平成25年度末までとする。
継続	2) 社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置	・融資率等の優遇措置を平成25年度末まで延長する。
	3) スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置	・融資率等の優遇措置を平成25年度末まで延長する。
	4) 介護基盤の整備に係る融資条件の優遇措置	・融資率等の優遇措置を平成25年度末まで延長する。 ・貸付金利の優遇(当初5年間財融借入金利▲0.5%)については、耐震化整備に係るものに限る。

予 算 概 要

平成 25 年度予算（案）の概要

社会・援護局(社会)

平成25年度予算（案）	2兆9,826億円	※
平成24年度当初予算額	2兆9,452億円	
差 引	373億円	
	(対前年度伸率 1.3%)	

※ 復興庁計上分を含む。

主要事項

- 生活保護費負担金 2兆7,924億円 → 2兆8,224億円

- セーフティネット支援対策等事業費補助金 250億円
 - うち、生活保護の適正化対策等の推進 50億円
 - 生活困窮者に対する新たな支援体制の構築 30億円

- 災害救助費等負担金（東日本大震災分） 529億円

I 国民の信頼に応えた生活保護制度の構築

1 生活保護費負担金

2兆8, 224億円

生活保護を必要としている人に対して適切に保護を行うため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。

(1) 生活保護基準等の見直し

生活扶助基準について、社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえた年齢・世帯人員・地域差の3要素による影響を調整するとともに、平成20年以降の物価下落を勘案して見直す。その際、生活保護受給者や地方自治体への周知等に要する期間を考慮し、平成25年8月から3年程度で段階的に行うなどの激変緩和措置を講じる（国費への影響額は3年間で約670億円程度）。また、期末一時扶助の見直しを行う（国費への影響額は70億円程度）。

また、受給者の自発的な就労に対する取組みを促す観点から、就労支援プログラム等への参加など、その活動内容が積極的と認められる者に対して、その活動に要する経費等も踏まえ、一定の手当を新たに創設する。

(2) 生活保護制度の見直し等

生活扶助基準等の見直しと併せ、不正受給対策の徹底、後発医薬品の原則化を含む医療扶助の適正化などの生活保護制度の見直しや、生活保護受給者を含めた生活困窮者の自立・就労支援等を強化するための生活困窮者対策に総合的に取り組む。

※ 生活保護制度の見直し等に併せ、地方交付税算定上の標準団体におけるケースワーカー数や嘱託医手当等を増やし、福祉事務所の体制強化に取り組む。

- ・ ケースワーカー（平成25年度）

都道府県（町村部人口20万人の場合） 22人（対前年度+3人）

市（人口10万人の場合） 15人（対前年度+2人）

- ・ 嘱託医手当等（平成25年度）

都道府県（町村部人口20万人の場合） 7,071千円（対前年度+3,092千円）

市（人口10万人の場合） 2,117千円（対前年度+ 927千円）

2 保護施設事務費負担金

278億円

保護施設の運営費に必要な経費を負担する。

また、精神障害等を抱えた生活保護受給者の地域移行を図る観点から、アパート等を利用した事業等の充実を図るため、利用者数の要件を緩和する。

3 生活保護指導監査委託費

20億円

Ⅱ 生活保護の適正化及び生活困窮者の自立・就労支援等の推進

1 生活保護の適正化対策等の推進【一部新規】 50億円 【セーフティネット支援対策等事業費補助金】

子どもの貧困対策支援の充実を図るため、生活保護世帯の親子への養育相談・学習支援などを実施するとともに、生活保護世帯の子どもが日常生活上の支援を受けられる居場所の確保や就労体験の機会を提供する。

また、生活保護受給者の居住支援（地域での見守りと併せて代理納付を活用した住宅扶助の適正化等）を積極的に促進するなど、生活保護の適正化対策等を推進する。

2 生活困窮者に対する新たな支援体制の構築【新規】 30億円 【セーフティネット支援対策等事業費補助金】

生活困窮者が困窮状態から脱却し、安心した暮らしができるよう、自治体において支援者の状態に応じた各種支援策を実施するとともに、それらを早期かつ包括的に提供するため、相談支援体制の構築を図るモデル事業を実施する。

Ⅲ 「社会的包容力」の構築

1 安心生活基盤構築事業の実施【新規】 【セーフティネット支援対策等事業費補助金 250億円の内数】

従来の地域福祉関連事業を集約化して組み替え、誰もが安心して生活できる基盤を構築するため、住民参加による地域づくりや基本的な生活支援、権利擁護の推進や社会との繋がりを持つ機会を創出するための居場所づくりなどの事業を総合的に実施する。

2 寄り添い型相談支援事業の実施【新規】 10億円 【セーフティネット支援対策等事業費補助金】

生きにくさや暮らしにくさを抱える方々がいつでもどこでも相談ができ、誰でも適切な支援を迅速に受けられるようにするため、問題を抱える方々の悩みを傾聴し、実施機関の紹介や必要に応じた寄り添い支援などを行う。

（東日本大震災被災3県では被災者支援として別途実施）

3 ひきこもり対策推進事業の拡充【一部新規】 【セーフティネット支援対策等事業費補助金 250億円の内数】

ひきこもり対策をより一層推進するため、ひきこもりの人やその家族に対するきめ細かで継続的な相談支援や早期の把握が可能となるよう、新たに「ひきこもりサポーター」を養成し、市町村でひきこもりサポーター派遣事業を実施する。

IV 災害救助法による災害救助等

1 災害救助費等負担金（東日本大震災分）

529億円

東日本大震災による被災者の方々に供与している応急仮設住宅の延長などに伴う経費を負担する。

2 寄り添い型相談支援事業の実施（被災地実施分）

5億円

東日本大震災発災後、被災地で生きにくさや暮らしにくさを抱える方々がいつでもどこでも相談ができ、誰でも適切な支援を迅速に受けられるようにするため、問題を抱える方々の悩みを傾聴し、実施機関の紹介や必要に応じた寄り添い支援などを行う。

V 経済連携協定の円滑な実施（外国人介護福祉士候補者への支援）

1 外国人看護師・介護福祉士受入支援事業の実施

57百万円

経済連携協定（EPA）に基づき入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、介護導入研修を行うとともに受入施設に対する巡回指導・相談及び受入施設の研修担当者に対する説明会等を行う。

2 外国人介護福祉士候補者に対する学習支援の実施

（1）外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の補助経費の拡充 事項要求 【セーフティネット支援対策等事業費補助金 250億円の内数】

外国人介護福祉士候補者を受け入れた個々の施設が実施する日本語や介護分野の専門知識等の学習及び学習環境の整備に対する支援を行う。

また、新たに、学習支援に必要な備品購入費等を補助対象経費に追加する。

（2）外国人介護福祉士候補者学習支援事業の実施

108百万円

VI 福祉・介護人材確保対策の推進

1 福祉・介護人材の確保の推進

- | | |
|---|-------|
| (1) 中央福祉人材センター運営事業費 | 35百万円 |
| (2) 福利厚生センター運営事業費 | 46百万円 |
| (3) 介護職員等によるたん吸引等の研修の実施
【セーフティネット支援対策等事業費補助金 250億円の内数】 | |

介護保険施設や障害者関係事業所等で喀痰吸引等業務を行う介護職員等を養成するため、都道府県レベルで研修を実施する。

2 指導的福祉人材の養成等

- | | |
|-----------------------|--------|
| (1) 社会事業学校経営委託費等 | 369百万円 |
| (2) 社会福祉職員研修センター経営委託費 | 36百万円 |

VII 社会福祉施設等に対する支援

1 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

- ① 貸付枠の確保
- | | |
|--------|---------|
| ・資金交付額 | 4,573億円 |
| ・福祉貸付 | 2,515億円 |
| ・医療貸付 | 2,058億円 |
- ② 福祉貸付事業における貸付条件の改善等
- ・都市部における社会福祉施設等の整備に係る融資条件の優遇措置
 - ・国有地等の定期借地権制度を活用した社会福祉施設等の整備に係る融資条件の優遇措置
 - ・再生可能エネルギー等施設整備事業に係る融資条件の優遇措置
 - ・障害者自立支援基盤整備事業で対象となっていた整備種別に係る融資条件の優遇措置
 - ・児童養護施設等の家庭的養護への転換の対象となる整備に係る融資条件の優遇措置等

(参考) 【平成24年度補正予算案】

- | | |
|--------------------------------|---|
| ・社会福祉施設及び医療施設の高台移転に係る融資条件の優遇措置 | 等 |
|--------------------------------|---|

2 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金 250億円

社会福祉施設の職員等が退職した場合に当該退職職員に対し退職手当金を支給するために要する経費を補助する。

3 社会福祉振興助成費補助金 17億円

政策動向や国民ニーズを踏まえ、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援することを目的に、民間の創意工夫ある事業に対し助成を行う。

また、災害時に災害弱者（高齢者・障害者など支援が必要な方々）に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体などの広域的な福祉支援ネットワークを構築し、災害対策の強化を図る。

(参考) 【平成24年度補正予算案】

○ 社会福祉施設の耐震化等整備の推進 143億円

(1) 社会福祉施設の耐震化等整備の推進 97億円 (社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の積み増し・延長)

自力避難が困難な障害者や児童の入所施設の耐震化などの防災対策を推進するとともに、被災地において福祉サービスの提供や地域コミュニティの再生を支援する共生型福祉施設を整備するため、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を積み増し、実施期限を一年延長する。

(2) 社会福祉施設等の耐震化等のための低利融資 46億円 (（独）福祉医療機構への政府出資金)

社会福祉施設や医療施設の耐震化等整備を推進するため、（独）福祉医療機構が低金利かつ長期の貸付を行うことにより設置者の自己負担を軽減できるよう、政府出資により同機構の財務基盤を強化する。

参 考 资 料

社会保障審議会生活保護基準部会報告書の概要

平成 25 年 1 月 18 日
社会保障審議会生活保護基準部会

1. 基準部会の役割と検証概要

(1) 基準部会の設置

- 生活扶助基準は、生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書（平成 16 年）において、一般低所得世帯の消費実態と均衡が図られているか 5 年に一度検証を行う必要があるとされた。
- 生活扶助基準に関する検討会（平成 19 年）に引き続き、平成 23 年に常設部会として生活保護基準部会を設置し、国民の消費動向、特に低所得世帯の生活実態を勘案しながら検証を実施。

(2) 今回の検証方法に至る経緯と今回の部会の役割

- 今回、本部会としては、年齢階級別、世帯人員別、級地別に基準額と消費実態の乖離を詳細に分析し、様々な世帯構成に展開するための指数について検証を行った。

(3) 検証方針と検証概要

- 平成 19 年検証の報告では、生活扶助基準の評価・検証を適切に行うためには、国民の消費実態を収入階級別、世帯人員別、年齢階級別、地域別などの様々な角度から詳細に分析することが適当であると指摘されている。
- 今回の検証においては、生活扶助基準と対比する一般低所得世帯として年間収入階級第 1・十分位層を設定した。
- その上で、これまでの水準の検証における考え方もふまえ、仮に第 1・十分位の世帯の全てが生活保護を受給した場合の平均が均等であるという条件のもとに、体系並びに級地に係る消費の実態を反映した水準と現行基準額の水準の相対関係を評価している。

2. 検証に使った統計データ

- 検証では「平成 21 年全国消費実態調査」の個票データを用いた。
- 第 1・十分位の世帯を用いた理由は以下のとおり。
 - ① 生活保護受給世帯と隣接した一般低所得世帯の消費実態を用いることが現実的であると判断したこと
 - ② 平均消費水準は、中位所得階層（第 3・五分位）の約 6 割に達していること
 - ③ 必需的な耐久消費財の普及状況が、中位所得階層と比べて概ね遜色なく充足されていること
 - ④ 全所得階層における年間収入総額に占める第 1・十分位の構成割合はやや減少傾向ではあるものの、高所得階層を除くその他の十分位の傾向をみても等しく減少しており、特に第 1・十分位が減少しているわけではないこと
 - ⑤ OECD の国際的基準によれば、第 1・十分位の大部分は相対的貧困線以下にあることを示していること
 - ⑥ また、各十分位間のうち、第 1・十分位と第 2・十分位の間において消費が大きく変化しており、他の十分位の世帯に比べて消費の動向が大きく異なると考えられること

3. 検証手法

(1) 生活扶助基準の体系(年齢・世帯人員)

ア 年齢階級別の基準額の水準

- 今回の検証では 10 代以下の複数人世帯のデータも用いて、10 代以下も含めた各年齢階級の消費水準を計測できるよう回帰分析を採用。

イ 世帯人員別の基準額の水準

- 第 1 類費相当支出及び第 2 類費相当支出ごとに、各世帯人員別の平均消費水準を指数化し、現行の基準額と比較した。

(2) 生活扶助基準の地域差

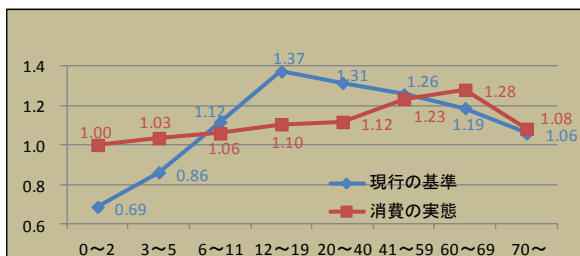
- 平成19年検証の考え方をういて集計データより直接平均値を求め、各級地別に1人当たり生活扶助相当の平均消費水準を指数化したものと、現行の基準額と比較した。

4. 検証結果と留意事項

(1) 検証結果

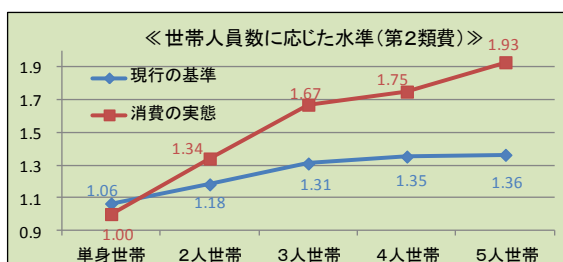
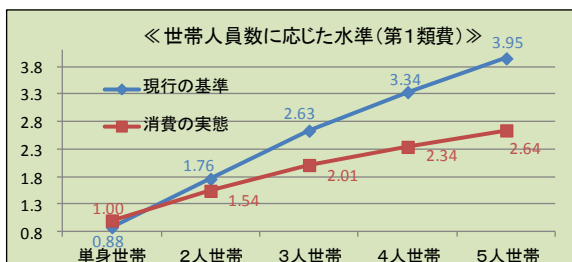
ア 年齢階級別（第1類費）の基準額的水準

- 第1類費と消費実態とは、各年齢階級間の指数に乖離が認められた。



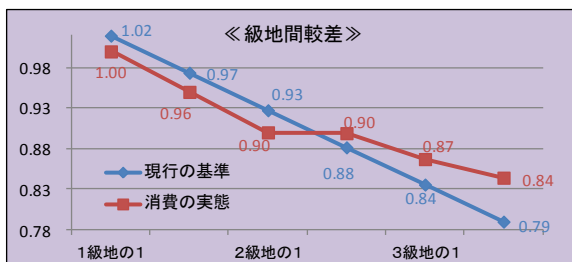
イ 世帯人員別（第1類費及び第2類費）の基準額的水準

- 第1類費と消費実態の指数を比べると、世帯人員が増えるにつれて乖離が拡大する傾向が、第2類費と消費実態の指数を比べると、世帯人員が増えるにつれて乖離が拡大する傾向が認められた。



ウ 級地別の基準額的水準

- 消費実態の地域差の方が小さくなっている。



エ 年齢・世帯人員・地域の影響を考慮した場合の水準

- 現行の基準額（第1類費、第2類費、冬季加算、児童養育加算、母子加算）と検証結果を完全に反映した場合の平均値を個々の世帯構成別にみると、現行の基準額に対する各要素の影響は次のとおり。世帯員の年齢、世帯人員、居住する地域の組み合わせにより、各世帯への影響は様々である。

	年齢	世帯人員	地域	合計
夫婦1人	△2.9%	△5.8%	0.1%	△8.5%
夫婦2人	△3.6%	△11.2%	0.2%	△14.2%
高齢単身	2.0%	2.7%	△0.2%	4.5%
高齢者夫婦	2.7%	△1.9%	0.7%	1.6%
若人単身(20~50代)	△3.9%	2.8%	△0.4%	△1.7%
母子1人の母子	△4.3%	△1.2%	0.3%	△5.2%

- 厚生労働省において生活扶助基準の見直しを検討する際には、検証結果を考慮し、その上で他に合理的説明が可能な経済指標などを総合的に勘案する場合はそれらの根拠についても明確に示され

たい。なお、現在生活保護を受給している世帯及び一般低所得世帯へ見直しが及ぼす影響についても慎重に配慮されたい。

(2) 検証結果に関する留意事項

- 今回の検証により、個々の世帯を構成する世帯員の年齢、世帯人員、居住する地域の様々な組み合わせによる生活扶助基準の妥当性について、きめ細かな検証が行われた。
- しかし、これらの組み合わせによる基準の展開の相違を消費実態に合わせたとしても、なお、その値と一般低所得世帯の消費実態との間には、世帯構成によってさまざまに異なる差が生じる。こうした差は金銭的価値観や将来見込みなどは個人により異なり、消費に影響を及ぼす多様な要因により生ずると考えられる。しかし、具体的にどのような要因がどの程度消費に影響を及ぼすかは現時点では明確に分析できないことなどから、全ての要素までは分析・説明に至らなかった。
- 今回の手法についても専門的議論の結果得られた透明性の高い一つの妥当な手法である一方、これが唯一の手法でもない。今後、政府部内において具体的な基準の見直しを検討する際には、今回の検証結果を考慮しつつも、同時に検証方法について一定の限界があることに留意。
- これまで生活扶助基準検証の際参照されてきた一般低所得世帯の消費実態については、第1・十分位の所得分布における動向に留意しつつ、なお今後の検証が必要である。
- 基準額の見直しによる影響の実態を把握し、今後の検証の際には参考にする必要がある。
- 加算制度及び他の扶助制度についても、統計データの収集方法、検証手法の開発等について本部会において速やかに検討を行うべきである。

5. 勤労控除の在り方及び生活扶助基準におけるスケールメリット等

- 特別控除は、臨時的就労関連経費の補填という目的、役割はすでに終えているとの意見があった。
- 期末一時扶助にもスケールメリットをきかせることは合理的である。

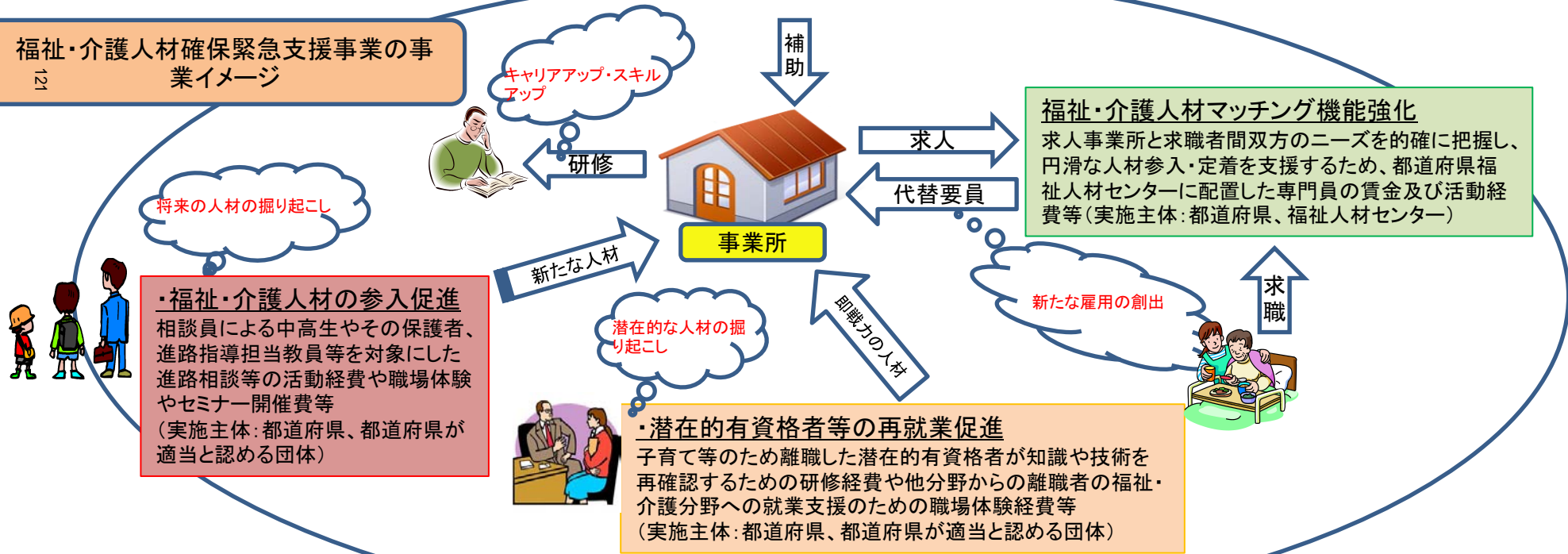
福祉・介護人材確保緊急支援事業

○福祉・介護分野については、介護職員が、2012年度149万人に対して2015年度までに165～173万人必要とされており、引き続き安定的な人材確保が喫緊の課題。

○よって、緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく基金事業において、当該事業を実施するとともに、所要額の積み増しを行い、福祉・介護人材確保の一層の推進を図るものである。

・介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保
 介護従事者が介護福祉士試験の受験資格の要件となる「実務者研修」を受講する際に必要な代替要員を雇い上げるための費用を補助(実施主体:都道府県、都道府県が適当と認める団体)

福祉・介護人材確保緊急支援事業の事業イメージ



・福祉・介護人材の参入促進
 相談員による中高生やその保護者、進路指導担当教員等を対象にした進路相談等の活動経費や職場体験やセミナー開催費等
 (実施主体:都道府県、都道府県が適当と認める団体)

福祉・介護人材マッチング機能強化
 求人事業所と求職者間双方のニーズを的確に把握し、円滑な人材参入・定着を支援するため、都道府県福祉人材センターに配置した専門員の賃金及び活動経費等(実施主体:都道府県、福祉人材センター)

・潜在的有資格者等の再就業促進
 子育て等のため離職した潜在的有資格者が知識や技術を再確認するための研修経費や他分野からの離職者の福祉・介護分野への就業支援のための職場体験経費等
 (実施主体:都道府県、都道府県が適当と認める団体)

効果的・戦略的な福祉・介護人材確保及び定着

介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充

平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費 81億円

- 超高齢化社会に向けて多くの介護・福祉人材の確保が喫緊の課題。
若い人材の福祉・介護分野への参入を促進するため、介護福祉士養成施設等の入学者に対し修学資金の貸付を行う介護福祉士等修学資金貸付事業の実施に要する貸付原資を確保する。
- また、家庭の経済格差が子どもの教育格差につながる傾向がある一方で、生活保護世帯の者が高等学校卒業後に大学や専修学校等への進学を希望した場合に、学費や生活費等を支援する仕組みが十分ではない。
貧困が親から子へ連鎖する「貧困の連鎖」を断ち切り生活の安定に資する資格の取得を支援するため、生活保護世帯の子どもが高等学校卒業後に介護福祉士養成施設等への就学を希望する場合に、現在の授業料などの修学資金に加えて、在学中の生活費の一部を上乗せする貸付内容の拡充を行う。

〈介護福祉士等修学資金貸付制度の仕組み〉

122



実施主体
(都道府県社協等)

貸付

介護福祉士養成施設
社会福祉士養成施設



在校生

生活保護世帯の子どもに貸与する場合、
○在学期間中の修学資金及び生活費を貸付
○在学中は、介護施設等でアルバイトをしながら就学することを想定

(在学中の生活のイメージ)

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
1日目 (9:00~10:30)							アルバイト 時間
2日目 (10:40~12:10)		授業					
3日目 (13:10~14:40)							
4日目 (14:50~16:20)		アルバイト 時間				アルバイト 時間	
放課後							

(貸付内容)

○貸付額(上限)

- ・学費 5万円(月額)
- ・入学準備金 20万円
- ・就職準備金 20万円
- ・生活費 4万2千円(月額)【新】
→生保世帯の子どもに貸与する場合に上乗せ

○貸付利子:無利子

○一定の要件を満たした場合は、返済を全額免除

卒業

福祉・介護の
仕事に就職



福祉・介護の仕事に
5年間継続して従事

福祉・介護以外
の仕事に就職

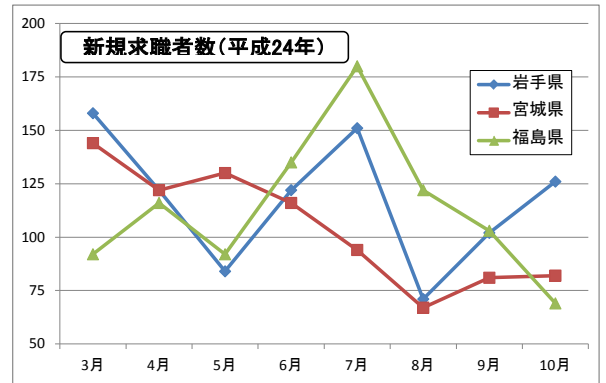
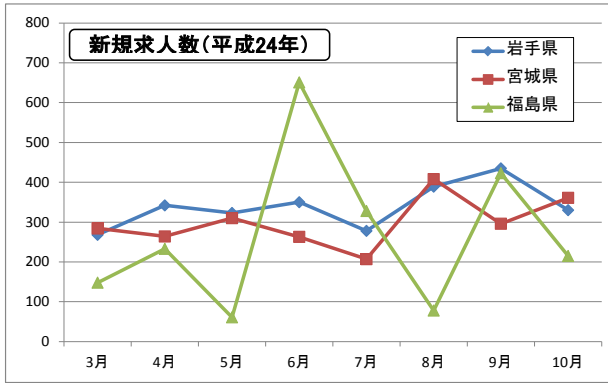
返済

途中で福祉・介護以外
の仕事に転職

借り受けた修学資金の返済を全額免除

被災3県の求人・求職動向

(資料出所) 福祉人材センター「福祉人材情報システム」



新規求人数(24年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	268	342	323	350	278	389	435	330
宮城県	284	264	310	263	207	408	296	361
福島県	148	233	61	651	328	78	423	215
全国計(被災3県除く)	13,747	12,909	14,806	18,021	17,997	17,750	19,356	17,502

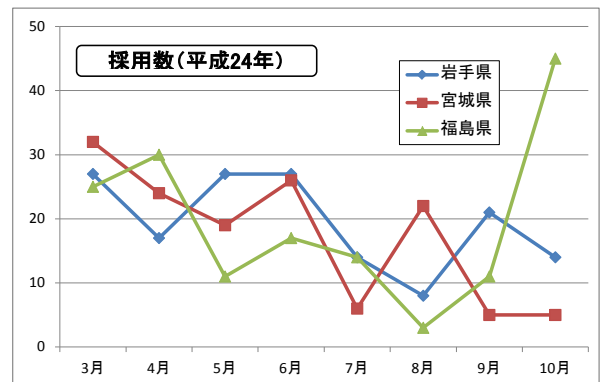
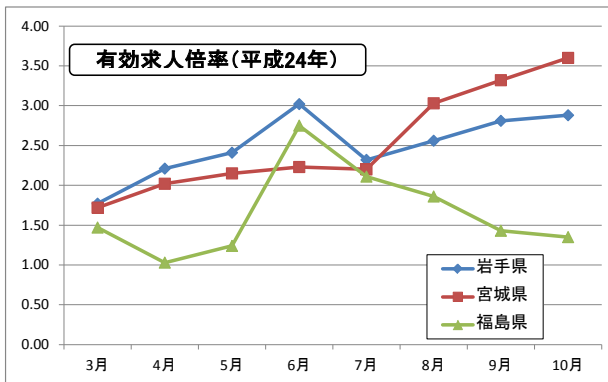
新規求職者数(24年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	158	122	84	122	151	71	102	126
宮城県	144	122	130	116	94	67	81	82
福島県	92	116	92	135	180	122	103	69
全国計(被災3県除く)	5,839	7,388	6,564	6,164	7,097	6,321	5,782	6,473

新規求人数(23年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	146	131	123	302	342	235	439	423
宮城県	99	101	144	141	171	227	372	296
福島県	85	59	48	274	252	222	216	577
全国計(被災3県除く)	11,445	10,505	11,533	13,927	15,212	14,702	16,044	15,412

新規求職者数(23年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	72	137	93	121	147	104	72	116
宮城県	72	77	94	74	45	65	67	103
福島県	84	93	75	38	47	69	89	62
全国計(被災3県除く)	4,953	5,450	4,621	5,317	5,147	5,824	4,565	4,421

対前年同期増減率	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	83.6%	161.1%	162.6%	15.9%	-18.7%	65.5%	-0.9%	-22.0%
宮城県	186.9%	161.4%	115.3%	86.5%	21.1%	79.7%	-20.4%	22.0%
福島県	74.1%	294.9%	27.1%	137.6%	30.2%	-64.9%	95.8%	-62.7%
全国計(被災3県除く)	20.1%	22.9%	28.4%	29.4%	18.3%	20.7%	20.6%	13.6%

対前年同期増減率	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	119.4%	-10.9%	-9.7%	0.8%	2.7%	-31.7%	41.7%	8.6%
宮城県	100.0%	58.4%	38.3%	56.8%	108.9%	3.1%	20.9%	-20.4%
福島県	9.5%	24.7%	22.7%	255.3%	283.0%	76.8%	15.7%	11.3%
全国計(被災3県除く)	17.9%	35.6%	42.0%	15.9%	37.9%	8.5%	26.7%	46.4%



有効求人倍率(24年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	1.77	2.21	2.41	3.02	2.32	2.56	2.81	2.88
宮城県	1.72	2.02	2.15	2.23	2.20	3.03	3.32	3.60
福島県	1.47	1.03	1.24	2.75	2.11	1.86	1.43	1.35
全国計(被災3県除く)	1.68	1.91	1.94	2.23	2.31	2.30	2.37	2.30

採用数(24年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	27	17	27	27	14	8	21	14
宮城県	32	24	19	26	6	22	5	5
福島県	25	30	11	17	14	3	11	45
全国計(被災3県除く)	1,649	951	846	570	593	697	613	884

有効求人倍率(23年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	0.64	0.80	0.85	1.19	1.56	1.51	2.00	2.22
宮城県	0.69	0.69	0.55	0.64	0.78	1.02	1.59	1.70
福島県	0.60	0.53	0.41	0.95	1.41	1.93	1.72	2.45
全国計(被災3県除く)	1.17	1.09	1.11	1.26	1.50	1.52	1.58	1.58

採用数(23年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	13	5	20	11	16	6	20	20
宮城県	9	4	10	11	25	8	6	10
福島県	3	3	4	9	2	2	2	1
全国計(被災3県除く)	1,522	839	708	520	563	677	679	780

対前年同期増減率	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	175.7%	177.1%	183.3%	153.2%	49.0%	69.4%	40.3%	29.7%
宮城県	147.6%	194.8%	288.7%	247.8%	181.9%	197.5%	108.4%	111.7%
福島県	145.3%	95.5%	201.1%	188.5%	49.6%	-3.5%	-17.0%	-45.0%
全国計(被災3県除く)	44.0%	75.2%	74.8%	76.6%	54.3%	51.1%	50.4%	46.0%

対前年同期増減率	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	107.7%	240.0%	35.0%	145.5%	-12.5%	33.3%	5.0%	-30.0%
宮城県	255.6%	500.0%	90.0%	136.4%	-76.0%	175.0%	-16.7%	-50.0%
福島県	733.3%	900.0%	175.0%	88.9%	600.0%	50.0%	450.0%	4400.0%
全国計(被災3県除く)	8.3%	13.3%	19.5%	9.6%	5.3%	3.0%	-9.7%	13.3%

[参考資料5]福祉避難所の指定状況について(平成24年9月30日現在)

都道府県名	調査時点	市町村数	指定済市町村数	指定割合	都道府県名	年度	市町村数	指定済市町村数	指定割合
1北海道	平成24年9月末	179	47	26.3%	25滋賀	平成24年9月末	19	11	57.9%
	平成23年3月末	179	28	15.6%		平成23年3月末	19	8	42.1%
2青森	平成24年9月末	40	10	25.0%	26京都	平成24年9月末	26	22	84.6%
	平成23年3月末	40	5	12.5%		平成23年3月末	26	14	53.8%
3岩手	平成24年9月末	33	10	30.3%	27大阪	平成24年9月末	43	28	65.1%
	平成23年3月末	34	12	35.3%		平成23年3月末	43	26	60.5%
4宮城	平成24年9月末	35	22	62.9%	28兵庫	平成24年9月末	41	29	70.7%
	平成23年3月末	35	24	68.6%		平成23年3月末	41	23	56.1%
5秋田	平成24年9月末	25	11	44.0%	29奈良	平成24年9月末	39	13	33.3%
	平成23年3月末	25	4	16.0%		平成23年3月末	39	11	28.2%
6山形	平成24年9月末	35	6	17.1%	30和歌山	平成24年9月末	30	18	60.0%
	平成23年3月末	35	5	14.3%		平成23年3月末	30	13	43.3%
7福島	平成24年9月末	59	12	20.3%	31鳥取	平成24年9月末	19	8	42.1%
	平成23年3月末	59	7	11.9%		平成23年3月末	19	5	26.3%
8茨城	平成24年9月末	44	17	38.6%	32島根	平成24年9月末	19	12	63.2%
	平成23年3月末	44	11	25.0%		平成23年3月末	21	4	19.0%
9栃木	平成24年9月末	26	11	42.3%	33岡山	平成24年9月末	27	11	40.7%
	平成23年3月末	27	10	37.0%		平成23年3月末	27	3	11.1%
10群馬	平成24年9月末	35	23	65.7%	34広島	平成24年9月末	23	10	43.5%
	平成23年3月末	35	17	48.6%		平成23年3月末	23	7	30.4%
11埼玉	平成24年9月末	63	39	61.9%	35山口	平成24年9月末	19	17	89.5%
	平成23年3月末	64	31	48.4%		平成23年3月末	19	15	78.9%
12千葉	平成24年9月末	54	20	37.0%	36徳島	平成24年9月末	24	24	100.0%
	平成23年3月末	54	13	24.1%		平成23年3月末	24	14	58.3%
13東京	平成24年9月末	62	55	88.7%	37香川	平成24年9月末	17	16	94.1%
	平成23年3月末	62	51	82.3%		平成23年3月末	17	15	88.2%
14神奈川	平成24年9月末	33	26	78.8%	38愛媛	平成24年9月末	20	13	65.0%
	平成23年3月末	33	27	81.8%		平成23年3月末	20	10	50.0%
15新潟	平成24年9月末	30	17	56.7%	39高知	平成24年9月末	34	15	44.1%
	平成23年3月末	30	15	50.0%		平成23年3月末	34	6	17.6%
16富山	平成24年9月末	15	10	66.7%	40福岡	平成24年9月末	60	60	100.0%
	平成23年3月末	15	4	26.7%		平成23年3月末	60	31	51.7%
17石川	平成24年9月末	19	16	84.2%	41佐賀	平成24年9月末	20	11	55.0%
	平成23年3月末	19	10	52.6%		平成23年3月末	20	8	40.0%
18福井	平成24年9月末	17	15	88.2%	42長崎	平成24年9月末	21	9	42.9%
	平成23年3月末	17	14	82.4%		平成23年3月末	21	7	33.3%
19山梨	平成24年9月末	27	25	92.6%	43熊本	平成24年9月末	45	30	66.7%
	平成23年3月末	27	25	92.6%		平成23年3月末	45	10	22.2%
20長野	平成24年9月末	77	41	53.2%	44大分	平成24年9月末	18	18	100.0%
	平成23年3月末	77	39	50.6%		平成23年3月末	18	10	55.6%
21岐阜	平成24年9月末	42	31	73.8%	45宮崎	平成24年9月末	26	13	50.0%
	平成23年3月末	42	24	57.1%		平成23年3月末	26	4	15.4%
22静岡	平成24年9月末	35	34	97.1%	46鹿児島	平成24年9月末	43	21	48.8%
	平成23年3月末	35	34	97.1%		平成23年3月末	43	13	30.2%
23愛知	平成24年9月末	54	40	74.1%	47沖縄	平成24年9月末	41	18	43.9%
	平成23年3月末	57	31	54.4%		平成23年3月末	41	19	46.3%
24三重	平成24年9月末	29	17	58.6%	全国合計	平成24年9月末	1,742	982	56.4%
	平成23年3月末	29	12	41.4%		平成23年3月末	1,750	729	41.7%

●福祉避難所指定施設別内訳(平成24年9月末時点)

都道府県名	高齢者施設	障害者施設	児童福祉施設	その他社会福祉施設	特別支援学校	小中学校・高校	公民館	公的宿泊施設	その他	合計
1北海道	157	84	0	20	2	120	43	5	22	453
2青森	147	40	0	2	0	6	0	0	1	196
3岩手	59	15	0	5	0	0	0	0	1	80
4宮城	174	23	0	7	0	0	0	1	4	209
5秋田	143	28	0	7	5	2	0	0	5	190
6山形	32	0	1	1	0	0	6	0	51	91
7福島	40	4	0	4	0	3	2	0	14	67
8茨城	51	4	60	11	1	5	16	0	27	175
9栃木	62	2	0	5	0	93	18	0	72	252
10群馬	64	49	4	22	0	8	3	0	7	157
11埼玉	293	35	13	16	11	1	70	0	14	453
12千葉	143	47	9	7	5	0	33	0	96	340
13東京	445	170	124	38	37	9	33	0	180	1,036
14神奈川	497	259	59	142	5	0	38	22	28	1,050
15新潟	94	26	4	8	0	0	0	0	10	142
16富山	81	7	0	5	4	0	0	0	7	104
17石川	186	32	5	6	0	0	0	1	6	236
18福井	123	22	16	5	0	0	0	0	5	171
19山梨	101	34	2	31	0	0	3	0	11	182
20長野	154	32	16	19	5	3	29	0	43	301
21岐阜	206	40	25	39	1	34	11	0	39	395
22静岡	421	88	36	14	10	0	1	1	15	586
23愛知	309	125	37	22	3	0	28	3	22	549
24三重	269	33	3	22	0	1	1	0	2	331
25滋賀	41	21	46	12	0	21	13	0	22	176
26京都	170	56	24	2	5	0	0	1	15	273
27大阪	228	77	6	12	0	0	4	0	13	340
28兵庫	216	20	2	254	1	4	5	1	20	523
29奈良	33	3	5	13	0	2	2	0	21	79
30和歌山	63	15	1	12	0	5	2	1	3	102
31鳥取	27	1	12	3	0	0	0	0	2	45
32島根	59	12	0	18	2	0	8	3	12	114
33岡山	36	0	0	6	0	0	0	0	2	44
34広島	98	32	2	0	0	0	0	1	6	139
35山口	60	12	0	3	2	0	2	1	21	101
36徳島	71	15	0	1	0	0	2	1	0	90
37香川	102	13	0	2	1	0	0	0	0	118
38愛媛	78	14	0	12	0	0	3	0	7	114
39高知	26	25	0	9	1	0	0	0	1	62
40福岡	157	66	5	61	0	0	57	0	24	370
41佐賀	41	8	0	16	0	0	3	0	7	75
42長崎	106	9	0	9	0	0	2	0	8	134
43熊本	73	9	3	14	0	0	9	0	15	123
44大分	157	39	1	15	1	0	4	0	11	228
45宮崎	21	3	1	8	0	0	4	1	1	39
46鹿児島	70	14	7	10	0	20	8	0	20	149
47沖縄	24	1	17	16	0	6	3	3	2	72
全国合計	6,208	1,664	546	966	102	343	466	46	915	11,256
	55.2%	14.8%	4.9%	8.6%	0.9%	3.0%	4.1%	0.4%	8.1%	100.0%
(参考) 平成23年3月末	3,818	954	469	784	70	290	411	41	709	7,546
	50.6%	12.6%	6.2%	10.4%	0.9%	3.8%	5.4%	0.5%	9.4%	100.0%

〔 参考資料 6 〕

民間金融機関との協調融資（併せ貸し）制度の概要

1. 目的

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）と民間金融機関が連携して融資を行うことで、社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達を円滑に行えるようにすることを目的としています。

2. 協調融資の定義

協調融資とは、社会福祉法人が行う社会福祉事業施設の整備事業に対して機構が融資を行う場合に、機構との覚書を締結した民間金融機関が当該整備事業に対して併せて融資を行うことをいいます。

なお、貸付けの可否及び貸付条件については、機構と民間金融機関がそれぞれ独自の審査基準に基づき決定します。

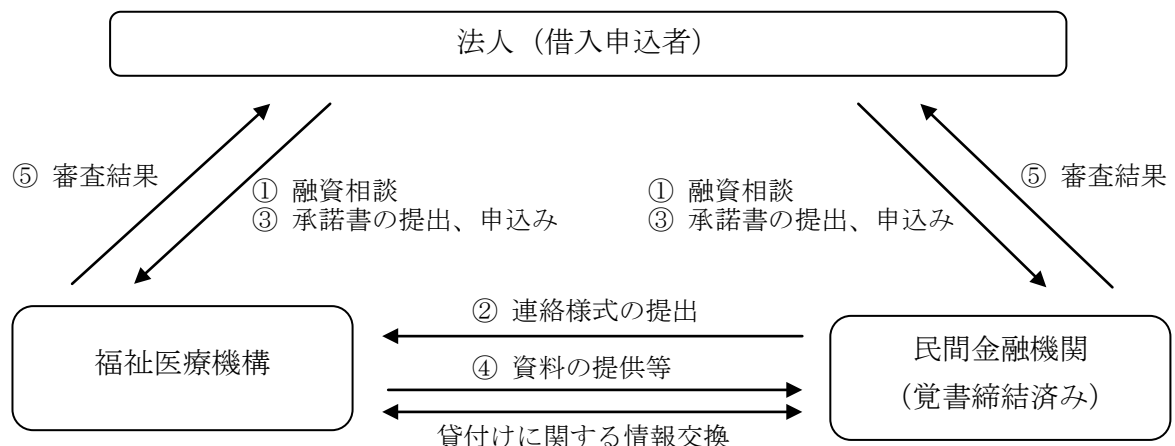
3. 協調融資制度の対象となる事業

社会福祉法人が行う、福祉貸付の対象となる整備事業を対象とします。

4. 協調融資制度利用のメリット

- ① 覚書を締結した民間金融機関においては、社会福祉法人からの融資相談に対して積極的に対応していただけます。
- ② 整備する建物や敷地等の基本財産を民間金融機関に担保に供する場合において、所轄庁の承認が不要となります。

5. 手続きの流れ



※1 機構と民間金融機関が、『社会福祉事業施設に対する貸付けに係る覚書』を締結していることが前提となります。

※2 審査の結果、機構又は民間金融機関からの貸付けが受けられない場合があります。

※3 機構と民間金融機関が相互に情報交換をするため、事前に法人から承諾書をいただくこととなります。

Ⅱ 援護関係

重 点 事 项

第1 戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の改正法案について

1 法案の概要

前回支給された国債が最終償還を迎える戦没者の妻や父母等に対する特別給付金について、平成25年度以降も継続して支給する等の所要の改正を行う。

2 制度の趣旨

(1) 戦没者等の妻に対する特別給付金

先の大戦で、一心同体である夫を失った大きな痛手がある上に、生計の中心を失ったことによる経済的困難とも闘ってこなければならなかった精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うために支給。（昭和38年制度創設）

(2) 戦没者の父母等に対する特別給付金

先の大戦で、子又は孫を亡くして子孫が絶え、^{せきりょう}寂寥感や孤独感と闘ってきた父母（祖父母）の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うために支給。（昭和42年制度創設）

3 改正内容・施行期日

(1) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正

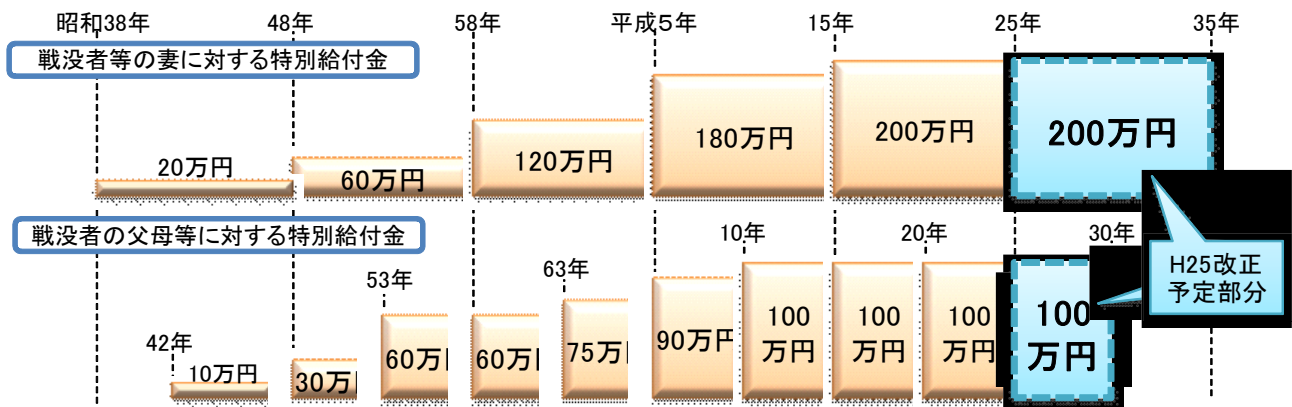
- ① 平成25年10月に最終償還を迎える戦没者等の妻に対する特別給付金（額面200万円、10年償還の国債を支給）を、平成25年度以降も継続して支給する。
- ② 平成25年4月1日時点で、新たに受給権を有する戦没者等の妻に対し、特別給付金（額面20万円、10年償還の国債）を支給する。 等

(2) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正

- ① 平成24年9月に最終償還を迎えた戦没者の父母等に対する特別給付金（額面100万円、5年償還の国債を支給）を、平成25年度以降も継続して支給する。

② 平成25年4月1日時点で、新たに受給権を有する戦没者の父母等に対し、特別給付金（額面10万円、5年償還の国債）を支給する。 等

(3) 施行期日 平成25年4月1日（一部の規定は平成25年10月1日）



第2 戦没者等の妻に対する特別給付金の個別案内等について

1 平成25年改正法による戦没者等の妻に対する特別給付金の個別案内

平成25年に支給法の改正を予定している戦没者等の妻に対する特別給付金については、権利者の時効失権を防止する観点から、厚生労働省から権利者に対して個別に権利者の氏名、住所等を印字した請求書等を送付し、制度の周知と請求勧奨を行うことにしている（本年6月下旬予定）。

それに向けて厚生労働省では、総務省から提供を受ける恩給受給者情報等と援護システムの国債データを結びつけ、個別案内を送付する際に必要な国債の種類を特定できるように援護システムの改修を行っている。改修後のシステムは本年4月から運用を開始する予定である。

居住地県におかれては、本年4月に厚生労働省から援護システムを用いて、恩給受給者情報等を居住地県別に加工した「権利者確認リスト」を提供するので、内容を確認していただき、戦没者の氏名や請求者の氏名、住所等の誤りがあれば修正をお願いしたい。

「権利者確認リスト」の修正作業を終了後、厚生労働省で、権利者と一定の条件が一致する援護システムの国債請求者データを抽出し、権利者の同一人候補者として提供するので、所管県におかれては、自県分の当該候補者と権利者が同一人であることを確認し、援護システムにより権利者と候補者を結びつける作業等をお願いしたい。

これらの作業については3月上旬に依頼する予定である。

なお、戦没者の父母等に対する特別給付金の個別案内に係る作業はすべて厚生労働省が行う予定である。

また、特別給付金の裁定事務を促進する観点から、今回の援護システムの改修により、各都道府県において閲覧できる個人情報の範囲を拡大するため、情報セキュリティ管理を含めた個人情報の取扱いには、より一層ご留意をお願いしたい。

2 平成23年改正法による戦傷病者等の妻に対する特別給付金の請求促進

平成23年10月1日に支給法を施行した戦傷病者等の妻に対する特別給付金については、厚生労働省から支給要件に該当すると思われる者に対して個別請求案内を送付した。

支給対象者見込数6,200人に対し、平成24年12月末現在受付件数は、4,891人である。

時効失権を防止する観点から、各都道府県におかれては、権利者と思われる戦傷病者等の妻で未請求の者に対し、引き続き市区町村と連携して郵送又は電話により個別の請求案内を行っていただきたい。

第3 遺骨帰還等慰霊事業について

1 遺骨帰還事業について

(1) 南方地域等での遺骨帰還等事業

平成25年度の南方地域等への遺骨帰還等事業については、①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④インドネシア、⑤パラオ諸島、⑥トラック諸島、⑦沖縄、⑧硫黄島、⑨モンゴル（ノモンハン）の9地域を計画している。

その他、確度の高い情報等が得られた場合には、緊急的な派遣を実施することになっている。

◎ 海外未送還遺骨の情報収集事業

遺骨帰還事業は、戦友の方々や現地政府等から提供された情報に基づき実施してきたが、特に南方地域等で遺骨情報が減少してきているなどの事情がある。

そのため、現地に詳しい民間団体等の協力を得て集中的な情報収集を実施しており、平成25年度は、①フィリピン②東部ニューギニア③ビスマーク・ソロモン諸島④インドネシアでの実施を計画している。

◎ 硫黄島での遺骨帰還事業

硫黄島での遺骨帰還事業については、平成23年度から平成25年度までの3カ年を集中実施期間として遺骨帰還の取組を強化しており、平成25年度も同様に重点的に取り組むことにしている。

◎ フィリピンでの遺骨帰還事業

フィリピンでの遺骨帰還事業については、比人の遺骨が混入しているとの報道を受け、検証を行い、結果を公表。現在、事業を一時中断しているが、今後、事業の見直しを踏まえた覚書をフィリピン政府との間で締結した後、事業を再開することになっている。

(2) ソ連抑留中死亡者の遺骨帰還等事業

- ・ 平成25年度のロシア連邦等への遺骨帰還等事業については、①ハバロフスク地方、②沿海地方、③イルクーツク州、④アムール州、⑤ケメロボ州、⑥カザフスタン共和国の6地域を計画している。
- ・ 平成24年度に引き続き、平成25年度も民間団体等を活用したソ連抑留中死亡者の埋葬地資料調査を予定している。

※ 各都道府県は、仮に遺族、団体、協力者等から埋葬地などの情報が得られたときは速やかに、援護企画課外事室まで連絡するようお願いしたい。

2 慰霊巡拝事業について

遺骨帰還事業を補完し、旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れて、政府主催の現地追悼式を実施している。

(1) 南方地域等での慰霊巡拝事業

旧主要戦域での戦没者の遺族を対象として実施しており、平成25年度は、①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④インドネシア、⑤ミャンマー、⑥モンゴル（ノモンハン）、⑦硫黄島の7地域で実施を計画している。

◎ 硫黄島での慰霊巡拝事業

平成23年度から、「平和を祈念するための硫黄島特別対策事業」として、遺族がより参加しやすいよう実施回数3回、延べ300人の実施体制を組んでおり、平成25年度も継続して実施することになっている。

(2) 旧ソ連地域での慰霊巡拝事業

平成15年度からロシア連邦等の各地方・州ごとに広く遺族の参加を募っている。平成25年度は、①ハバロフスク地方、②沿海地方、③ザバイカル地方、④イルクーツク州の4地域での実施を計画している。

(3) 参加遺族の募集

厚生労働省では、都道府県や市区町村が余裕を持って広報誌等へ掲載できるように速やかに、各都道府県援護主管課宛に実施予定地域ごとの実施時期、派遣予定人員等をお知らせすることになっている。

慰霊巡拝事業を実施する際の参加遺族の募集にあたっては、各都道府県から推薦をお願いしたい。

3 慰霊碑に関する事業について

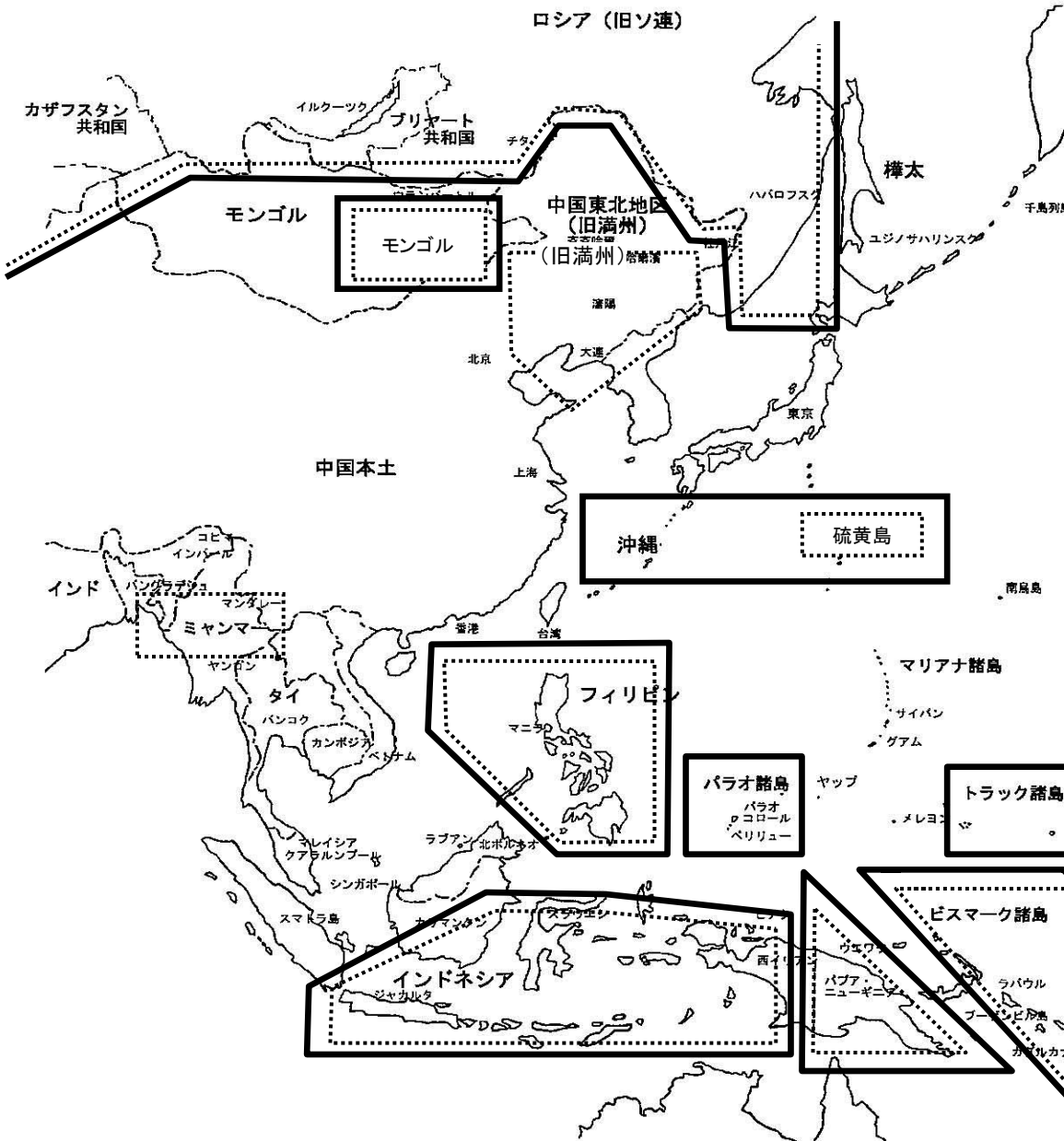
(1) 慰霊碑の維持管理等事業

旧戦域ごとに中心となるべき地（硫黄島及び海外14か所）に建立した戦没者慰霊碑について適切な維持管理等を行うとともに、旧ソ連地域で遺骨収容を実施することができない地域に小規模慰霊碑を建立することになっている。

(2) 海外民間建立慰霊碑等整理事業

民間団体等が海外に建立した日本人戦没者の慰霊碑等のうち、維持管理が不良なものについて、建立者の特定、維持管理の指導を行う。また、必要に応じ、整理事業を実施することになっている。

平成25年度遺骨帰還・慰霊巡拝等予定地域概見図

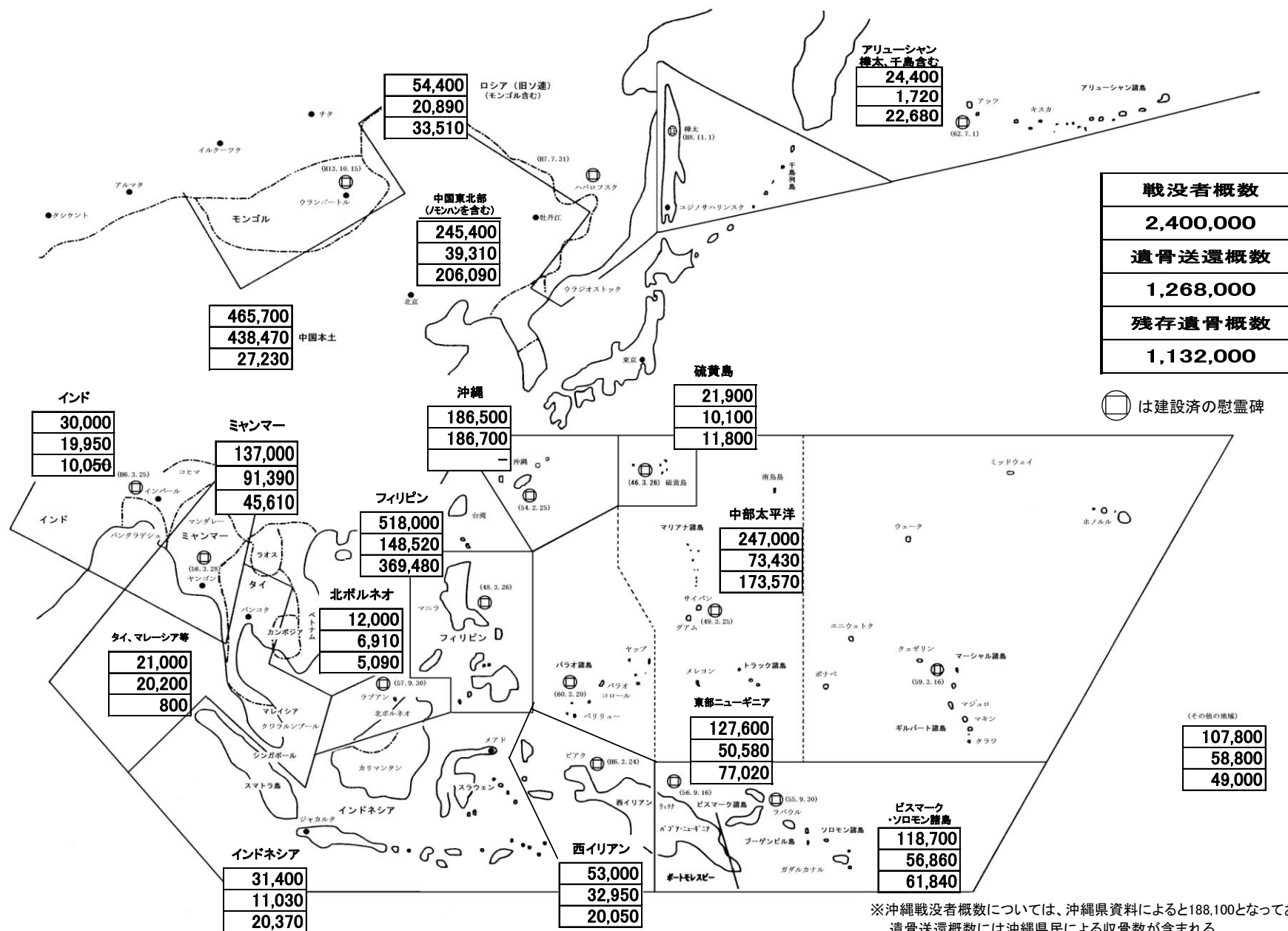


平成25年度遺骨帰還・慰霊巡拝予定地域概見図

遺骨帰還	旧ソ連 東部 イヌイット ビスマーク パトモ 沖硫	ソロモン諸島 ニューギニア ドネシ ラック ン	連ニア島 アオ島 ル 綿島	が実施予定地
慰霊巡拝	旧ソ連 東部 イヌイット ビスマーク イミ モ中硫	ソロモン諸島 ニューギニア ドネシ ン マ ン ゴ	連ニア島 ア ル 国 島	が実施予定地
慰霊碑	中部太平洋戦没者の碑<サイパン> (補修調査) 沖縄戦没者墓苑<沖縄> (補修工事)			

戦没者遺骨送還概数 約240万人
 未送還遺骨概数 約127万柱
 約113万柱
 (うち海没遺骨 約30万柱
 相手国の事情 約23万柱)

地域別戦没者概見図(平成25年1月末現在)



※沖繩戦没者概数については、沖繩県資料によると188,100となっており、遺骨送還概数には沖繩県民による収骨数が含まれる。

第4 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

1 DNA鑑定について

戦没者遺骨のDNA鑑定は、主に旧ソ連地域の埋葬地等で発見された遺骨を対象とし、当局保管の死亡者名簿等から推定される関係遺族に「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を送付し、遺族の申請に基づき実施している。

平成11年から平成24年12月末までに、関係遺族約8,600人にお知らせを送付し、約1,750人から申請があった。鑑定の結果、856柱の遺骨の身元が特定し、順次遺族に返還している。

平成24年度に帰還した遺骨についても、推定される関係遺族に対して「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を平成25年度内に送付する予定である。

【参考】

平成15年3月に取りまとめられた「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会報告書」を踏まえ、①死亡者名簿等の記録資料から戦没者及び遺族を推定でき、②遺族から適切な検体が提供され、③遺骨から鑑定に有効なDNAが抽出できる場合には、希望する遺族に対して全額国庫負担でDNA鑑定を実施している。

2 遺骨及び遺留品の伝達について

DNA鑑定により身元が特定された遺骨や、遺留品調査により所有者が特定された遺留品は、遺族が居住する都道府県から伝達していただいている。

地方自治法附則第10条の規定に基づき、厚生労働省では、各都道府県職員が遺骨等を受領するため、「旧軍関係調査事務等委託費」を計上し、予算措置を行っている。ただし、伝達数が複数ある場合や都道府県側の日程調整が困難な場合には、厚生労働省職員が都道府県までお持ちするなど、弾力的に対応するので、相談願いたい。

なお、都道府県庁で記者発表される場合は、その旨当方でも記者発表を行うので、遺族への伝達7日前までに事前に連絡願いたい。

都道府県別DNA鑑定結果

平成24年12月末現在

県コード	都道府県	申請数	判明者数	否定数	鑑定待者数	備考
1	北海道	92	42	45	5	
2	青森県	40	24	13	3	
3	岩手県	53	23	27	3	
4	宮城県	22	11	8	3	
5	秋田県	23	7	14	2	
6	山形県	39	14	25	0	
7	福島県	35	14	17	4	
8	茨城県	34	14	20	0	
9	栃木県	21	13	7	1	
10	群馬県	21	13	8	0	
11	埼玉県	83	42	39	2	
12	千葉県	84	38	39	7	
13	東京都	129	53	62	14	
14	神奈川県	85	27	50	8	
15	新潟県	36	12	20	4	
16	富山県	21	11	6	4	
17	石川県	13	8	5	0	
18	福井県	6	4	2	0	
19	山梨県	16	10	4	2	
20	長野県	43	19	18	6	
21	岐阜県	36	11	22	3	
22	静岡県	46	28	17	1	
23	愛知県	52	34	16	2	
24	三重県	23	13	9	1	
25	滋賀県	14	6	8	0	
26	京都府	24	10	11	3	
27	大阪府	67	38	23	6	
28	兵庫県	56	29	24	3	
29	奈良県	18	13	4	1	
30	和歌山県	20	15	4	1	
31	鳥取県	9	3	6	0	
32	島根県	28	17	8	3	
33	岡山県	35	18	16	1	
34	広島県	107	52	40	15	
35	山口県	37	29	8	0	
36	徳島県	10	5	4	1	
37	香川県	8	3	3	2	
38	愛媛県	27	13	9	5	
39	高知県	24	9	14	1	
40	福岡県	62	38	23	1	
41	佐賀県	7	3	4	0	
42	長崎県	17	6	6	5	
43	熊本県	22	15	7	0	
44	大分県	23	5	14	4	
45	宮崎県	22	16	6	0	
46	鹿児島県	37	24	13	0	
47	沖縄県	18	3	10	5	
99	日本国外	1	1	0	0	
計		1,746	856	758	132	

注:上記の件数はいずれも申請者の居住地都道府県別の数である。(判明数も遺骨の伝達件数ではない)申請数は平成11~24年収容分の数字であり、流動的なので参考程度にしてください。

戦没者遺骨の伝達実績(都道府県別過去5カ年)

平成24年12月末現在

県コード	都道府県名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合計
1	北海道	4	4	2	3		13
2	青森	2	1		2		5
3	岩手	3	1		2		6
4	宮城	1	3				4
5	秋田	2	1	1			4
6	山形	2	1		1	1	5
7	福島	1	1	1			3
8	茨城	2	1	1	1		5
9	栃木	1	2	2			5
10	群馬	4					4
11	埼玉	8	4	3		1	16
12	千葉	4	3	1	1		9
13	東京	11	5	2	2	1	21
14	神奈川	6	2	2	2		12
15	新潟	3	5				8
16	富山	1	3	2		1	7
17	石川	2	1	1	1		5
18	福井	3					3
19	山梨	1	1	1			3
20	長野	10	1				11
21	岐阜	2	2				4
22	静岡	10	2	3	1		16
23	愛知	1	5	5		1	12
24	三重	2					2
25	滋賀	1					1
26	京都	2	2	1			5
27	大阪	8	4	5	1		18
28	兵庫	3	2	2	3		10
29	奈良		2				2
30	和歌山	1	1	2			4
31	鳥取					1	1
32	島根	1	1	2	1	1	6
33	岡山	5	1	1			7
34	広島	14	4	5	2		25
35	山口	7			5	2	14
36	徳島			1	1		2
37	香川		1				1
38	愛媛	3	3	1			7
39	高知	3					3
40	福岡	4	2	6			12
41	佐賀	1					1
42	長崎	1	2				3
43	熊本	7			3		10
44	大分	2	2		1		5
45	宮崎	2	4	2	1		9
46	鹿児島	7	1	1		2	11
47	沖縄	1	1	1			3
99	日本国外			1			1
計		159	82	58	34	11	344

注1: 国費によるDNA鑑定により判明した伝達数である。

注2: 年度別の伝達実績数であり、判明数ではない。

注3: 上記の件数はいずれも受領遺族の居住地都道府県別の数である。

第5 中国残留邦人等に対する支援策の実施について

1 中国残留邦人等に対する支援策の実施について

中国残留邦人等に対しては、平成19年の「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」（以下「支援法」という。）の一部改正により、平成20年4月から、満額の老齢基礎年金等の支給、支援給付の実施及び地域での生活支援等を柱とする新たな支援策を開始し、平成25年度は6年目を迎えるところ。

各都道府県の協力により、支援策は順調に浸透しつつあるが、地域によっては、未だに中国残留邦人等が必要とする支援を受けられない事例もみられる。

都道府県には、中国残留邦人等の特別な事情を踏まえ、きめ細かな運用が図られるよう、引き続きご協力をお願いしたい。特に中国残留邦人等の高齢化により、介護サービスを利用する機会が増加していることから、安心して介護サービスを利用出来るように支援いただきたい。なお、厚生労働省としても平成25年度から中国帰国者定着促進センターで、各自治体が行う地域支援事業を支援する取組として、各自治体で行われる研修会等への相談・助言や使用できる教材の開発等を行う介護情報提供事業を実施することとしている。

平成25年度は、社会保障審議会生活保護基準部会における検証結果や物価の動向などを踏まえた生活保護基準の額の見直しが行われ、それに伴い、支援給付費が変更される予定（8月予定）であるので、管内実施機関での対応をお願いしたい。

厚生労働省においては、中国残留邦人等への地域住民の理解を深めるための啓発を目的として毎年、地方において「中国残留邦人等への理解を深めるシンポジウム」を開催している。

平成25年度は、宮城県（仙台市）での開催を予定している。

2 支援給付事務の監査について

支援法第14条によりその規定の例によるものとされた生活保護法第23条に基づき、平成21年度から支援給付事務の監査を行っている。

平成25年度以降も、支援給付事務の適正な運用が図られるよう、引き続きご協力をお願いしたい。

都道府県・指定都市本庁が行う実地監査は、管内の実施機関に対し、4年に1度の割合で行うことになっている。平成25年度は、2巡目の初年度であり、引き続き、管内の実施機関に対し実地による支援給付施行事務監査を行い、適切な助言指導をお願いしたい。

なお、平成25年度に厚生労働省が実施する実地監査の対象となる都道府県市は、本年4月中にお知らせする予定である。

第6 旧ソ連抑留中死亡者の資料調査等について

旧ソ連抑留中死亡者の資料調査については、平成3年以降、ロシア側より約4万1千人の死亡者名簿を入手し、日本側資料との照合調査を行い、特定できた者は、本籍都道府県の協力を得て遺族調査の上、遺族に記載内容をお知らせしてきている。

平成21年度以降、ロシア国立軍事古文書館から入手した「抑留者登録カード」を活用して調査を進めた結果、新たに3,406名（平成25年1月末現在）を特定することができた。

しかしながら、抑留中死亡者約5万3千人のうち約1万7千人については、名簿が未提供または情報不足等のため特定できていない。

厚生労働省としては、関係遺族の高齢化が進んでいることを踏まえ、今後もロシア側に資料提供の働きかけを行うとともに、一人でも多くの死亡者を特定できるよう引き続き照合調査の促進を図ることとしている。都道府県でも関係遺族の現住所調査等での協力をお願いしたい。

なお、平成23年8月に、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法に基づく「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」が閣議決定された（参考資料5参照）。

厚生労働省としては、この基本方針に基づき、関係省庁と連携し、民間団体等の協力も得つつ、戦後70周年を迎える平成27年度に向けて、抑留中死亡者の資料調査、遺骨帰還事業等を進めていくことにしている。

（注）

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法は、参議院総務委員長提案の議員立法。平成22年6月16日成立し、同日公布・施行。

【参考】

「旧ソ連抑留中死亡者名簿の調査進捗状況」（平成25年1月末現在）

・日本側資料による旧ソ連抑留中死亡者数	約 53,000人
うち 死亡者が特定できた者	約 36,000人
資料が未提供等の者	約 17,000人

第7 昭和館・しょうけい館の入館促進

昭和館は、国民が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成11年3月に開設した国立の施設である。常設展示室での実物資料の展示等を行うとともに、特別企画展を毎年開催し、また、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等についても併せて行っている。

さらに、毎年関係都道府県等の協力の下、地方での巡回特別企画展を開催している。平成25年度は、熊本県及び栃木県で開催を予定している。

しょうけい館は、戦傷病者及びその妻等が体験した戦中・戦後の労苦に係る資料及び情報を収集し、保存し、展示することにより、後世代にその労苦を伝えることを目的として、厚生労働省が平成18年3月に開設した国立の施設である。昭和館と同様に常設展示室での展示や企画展、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等を行っている。

厚生労働省としては、両館の情報を厚生労働省ホームページ等へ掲載し、両館の来館者の増加に努めているが、今後とも様々な機会を捉えて全国に広報を行う予定である。また、本年1月には、昭和館の常設展示室のリニューアルを行い、昔ながらの手押しポンプを使った水くみ体験コーナーを新設する等、入館者の理解がさらに深まるようにした。都道府県及び市区町村でも、小中学生等の来館が促進されるよう、教育部門との連携等について配慮いただきたい。

予 算 概 要

参 考 资 料

1 平成25年度予算(案)事項別内訳

厚生労働省社会・援護局(援護関係)

事 項	平成24年度 予 算 額	平成25年度 予算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	29,025,460	25,748,676	▲ 3,276,784	
(項) 厚生労働本省共通費	3,299	2,968	▲ 331	
厚生労働本省一般行政に必要な経費	3,299	2,968	▲ 331	
(項) 遺族及留守家族等援護費	24,836,038	21,831,776	▲ 3,004,262	
遺族及留守家族等の援護に必要な経費	24,836,038	21,831,776	▲ 3,004,262	
援護審査会経費	1,415	1,381	▲ 34	
戦傷病者戦没者遺族等援護法施行経費	23,471,962	20,475,901	▲ 2,996,061	援護年金の支給 23,370百万円 → 20,376百万円
戦傷病者特別援護経費	537,789	465,949	▲ 71,840	1 戦傷病者等の労苦継承事業の実施 (しよけい館の運営費) 166百万円 → 161百万円 2 医療費の支給 278百万円 → 219百万円 3 特別援護費関係 ・療養手当 月額 29,400円 → 29,400円 ・葬祭費 単価 201,000円 → 201,000円
未帰還者留守家族等援護経費	23,870	16,062	▲ 7,808	葬祭料 単価 201,000円 → 201,000円
未帰還者に関する特別措置経費	444	401	▲ 43	
戦没者等の遺族等に対する特別給付金等の支給事務に必要な経費	349,518	428,682	79,164	戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金の支給(支給事務費に要する経費等) 0 → 97百万円
昭和館等に係る経費	451,040	443,400	▲ 7,640	昭和館運営費 438百万円 → 431百万円
(項) 戦没者慰霊事業費	2,033,789	2,005,556	▲ 28,233	
戦没者遺骨処理等諸費	1,566,816	1,539,669	▲ 27,147	1 遺骨帰還関連事業 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマルク・ソロモン諸島 ④パラオ ⑤インドネシア ⑥トラック諸島 ⑦沖縄 ⑧硫黄島 ⑨モンゴル ○旧ソ連地域(⑩ハバロフスク ⑪沿海 ⑫イルクーツク ⑬アムール ⑭ケメロボ ⑮カザフスタン共和国) 2 慰霊巡拝 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマルク・ソロモン諸島 ④インドネシア ⑤ミャンマー ⑥モンゴル ⑦中国 ⑧硫黄島 ○旧ソ連地域(⑨ハバロフスク ⑩沿海 ⑪アルタイ ⑫クラスノヤルスク) 3 慰霊碑の補修等 4 遺骨・遺留品の伝達 5 戦没者遺骨に係るDNA鑑定 1 戦没者遺児による慰霊友好親善事業等 283百万円 → 283百万円 2 千島ヶ淵戦没者墓苑納骨経費 45百万円 → 43百万円
戦没者追悼式挙行等に必要な経費	466,973	465,887	▲ 1,086	

事 項	平成24年度	平成25年度	対前年度	備 考
	予 算 額	予算(案)	増 減 額	
(項) 中国残留邦人等支援事業費	1,727,981	1,542,522	▲ 185,459	
中国残留邦人等の支援事業に必要な経費	1,727,981	1,542,522	▲ 185,459	
中国残留邦人等に対する生活支援	781,221	627,121	▲ 154,100	・満額の老齢基礎年金等支給のための保険料の追納 301百万円 → 167百万円
定着自立援護	429,156	424,821	▲ 4,335	・「支援・相談員」の配置 422百万円 → 426百万円
帰国受入援護	481,206	456,943	▲ 24,263	・永住帰国見込世帯人員 20世帯63人 → 17世帯 52人
身元調査等	36,398	33,637	▲ 2,761	・一時帰国見込世帯人員 118世帯207人 → 114世帯 201人
(項) 恩給進達等実施費	424,353	365,854	▲ 58,499	・訪中調査対象孤児数 18人 → 11人
恩給進達及び人事資料の保管等に必要な経費	424,353	365,854	▲ 58,499	・訪日調査対象者数 3人 → 2人
資料整備諸費	375,553	317,909	▲ 57,644	
援護関係人事等資料の保存・継承に関する検討経費	923	542	▲ 381	
戦没者叙勲等の進達等に必要な経費	3,377	3,377	0	
旧軍人遺族等恩給の事務処理に必要な経費	44,500	44,026	▲ 474	

社会・援護局(社会)計上分	9,196,450	9,290,776	94,326	
(項) 生活保護費	9,196,450	9,290,776	94,326	
中国残留邦人等に対する生活支援	9,196,450	9,290,776	94,326	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(項) 地域福祉推進費	237億の内数	250億の内数		
中国残留邦人等に対する生活支援	237億の内数	250億の内数		・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成24年度	平成25年度	対前年度	備 考
	予 算 額	予算(案)	増 減 額	
援護関係合計	38,221,910	35,039,452	▲ 3,182,458	
社会・援護局(援護)計上分	29,025,460	25,748,676	▲ 3,276,784	
社会・援護局(社会)計上分	9,196,450	9,290,776	94,326	

(参考) 平成25年度概算要求額 地方公共団体等予算事項別内訳

事 項	平成24年度 予 算 額	平成25年度 予算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	1,034,596	1,062,814	28,218	
(項) 遺族及留守家族等援護費	423,183	495,471	72,288	
(目)遺族及留守家族等援護事務委託費	418,319	490,607	72,288	
(目細)戦傷病者戦没者遺族等援護事務委託費	68,653	68,552	▲ 101	
(目細)留守家族等援護事務委託費	31,856	44,006	12,150	1 留守家族等援護 122千円 2 未帰還者特別措置 121千円 3 戦傷病者特別援護 43,763千円
(目細)特別給付金等支給事務委託費	317,810	378,049	60,239	
(目)遺族及留守家族等援護活動費補助金	4,864	4,864	0	沖縄県
(項) 戦没者慰霊事業費	21,991	21,588	▲ 403	
(目)旧軍関係調査事務等委託費	3,017	2,712	▲ 305	
(目細)旧軍関係調査事務等委託費	3,017	2,712	▲ 305	
(目)遺骨帰還等委託費	18,974	18,876	▲ 98	沖縄県
(項) 中国残留邦人等支援事業費	554,055	510,463	▲ 43,592	
(目)遺族及留守家族等援護事務委託費	554,055	510,463	▲ 43,592	
(目細)特別給付金等支給事務委託費	439	439	0	
(目細)引揚者等援護事務委託費	553,616	510,024	▲ 43,592	「支援・相談員」の配置 426,022千円
(項) 恩給進達等実施費	35,367	35,292	▲ 75	
(目)旧軍関係調査事務等委託費	35,367	35,292	▲ 75	
(目細)旧軍関係調査事務等委託費	5,462	5,462	0	
(目細)旧軍人遺族等恩給進達事務等委託費	29,905	29,830	▲ 75	1 旧軍人遺族等恩給進達関係 26,559千円 2 戦没者叙勲等進達関係 3,271千円

事 項	平成24年度 予 算 額	平成25年度 予算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
社会・援護局(社会)計上分	9,196,450	9,290,776	94,326	
(項) 生活保護費	9,196,450	9,290,776	94,326	
(目)生活保護費等負担金	9,196,450	9,290,776	94,326	
(小事項)中国残留邦人生活支援給付金	9,196,450	9,290,776	94,326	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(項) 地域福祉推進費	237億の内数	250億の内数		
(目)セーフティーネット支援対策等事業費補助金	237億の内数	250億の内数		・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成24年度 予 算 額	平成25年度 予算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	10,231,046	10,353,590	122,544	
社会・援護局(援護)計上分	1,034,596	1,062,814	28,218	
社会・援護局(社会)計上分	9,196,450	9,290,776	94,326	

2 援護年金について

援護年金額は、恩給と同様に平成19年度から公的年金の引上率（物価上昇率等により決定）を基準に自動改定する仕組みを導入している。

平成25年度の援護年金額は、公的年金の引上率を基準に算出した改定率が1以下であれば、額は据置きとなる。

(1) 障害年金（年額）

障害の等差	基本額	扶養親族加給	特別加給
特別項症	障害の状態に応じ、	○戦傷病者の配偶者：193,200円	27万円
第1項症・ 第2項症	○公務傷病 9,729,100円	○その他の扶養親族（子・孫・父母・祖母）（※）	21万円
第3項症～ 第6項症	～961,000円 ○勤務関連傷病 7,417,100円	【戦傷病者に配偶者がいる場合】 1人目・2人目：72,000円/人、 3人目～：36,000円/人	—
第1款症～ 第5款症	～743,000円	【戦傷病者に配偶者がいない場合】 1人目：132,000円、2人目：72,000円、 3人目～：36,000円/人	

※ 第2款症から第5款症までの扶養親族加給は、配偶者加給193,200円のみ。

※ 戦傷病者の配偶者以外の扶養親族については、年齢や障害のため生活資料を得ることができないこと等の要件がある。

(2) 遺族年金・遺族給与金（年額）

① 対象者

戦没者と生計関係のあった遺族に支給され、支給の優先順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順である。

この順位の最も高い者を「先順位者」といい、その他の者を「後順位者」という。

※ 戦没者の配偶者以外の遺族については、年齢や障害のため生活資料を得ることができないこと等の要件がある。

② 支給額

死亡の原因等	先順位者への支給	後順位者への支給
公務死亡	1,966,800円	72,000円/人
勤務関連死亡・公務重症平病死	1,573,500円	56,400円/人
平病死（公務軽症者・勤務関連重症者）	557,600円	—
平病死（勤務関連軽症者）・公務傷病併発死	456,400円	—
勤務関連併発死	335,000円	—

※ 「平病死」とは、障害年金の受給者が、その給付の原因となった公務傷病等以外の事由により死亡することをいう。

「併発死」とは、公務傷病等にかかり、在職期間又は退職後一定期間内に死亡し、かつ、公務傷病等と死亡の因果関係が不明確な場合をいう。

3 援護年金等受給者数について

(1) 援護年金受給者数 11,823人 (平成24年12月末)

- ① 障害年金 1,633人
- ② 遺族年金、遺族給与金 10,190人

区 分	遺 族 年 金	遺 族 給 与 金
公 務 死 亡	5,450 人	2,005 人
勤 務 関 連 死 亡	231	144
平 病 死 亡	977	835
併 発 死 亡	543	5
合 計	7,201	2,989

(2) 各種特別給付金等 (平成24年12月末)

- ① 第二十二回特別給付金 (200万円) 国債発行請求件数
(戦没者等の妻に対する特別給付金) 159,564件
- ② 第二十三回特別給付金 (100万円～15万円) 国債発行請求件数
(戦傷病者等の妻に対する特別給付金) 21,747件
- ③ 第二十四回特別給付金 (100万円) 国債発行請求件数
(戦没者の父母等に対する特別給付金) 102件
- ④ 第八回特別弔慰金 (40万円) 国債発行請求件数
(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金) 1,271,554件
- ⑤ 第九回特別弔慰金 (24万円) 国債発行請求件数
(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金) 44,421件

4 戦後強制抑留者特別措置法の基本方針について

(1) 概要

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（以下「戦後強制抑留者特別措置法」という。）は、参議院総務委員長提案の議員立法であり、平成22年6月16日成立し、同日公布・施行された。具体的な規定内容は以下のとおり。

① 特別給付金の支給

戦後ソ連又はモンゴルに強制抑留された者で、施行日において日本国籍を有するものには、独立行政法人平和祈念事業特別基金（総務省所管）が、帰還時期の区分に応じて25万円～150万円の特別給付金を支給。（請求期限平成24年3月末）

② 強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針の策定・公表

政府は、戦後強制抑留者に係る問題のうち特別給付金の支給により対処する以外のもので対処するために行う、その強制抑留の実態調査その他の措置を総合的に行うための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定・公表。

規定すべき具体的な項目は以下のとおり。

ア 強制抑留の実態調査等に関する基本的方向

イ 強制抑留下において死亡した戦後強制抑留者についての調査（その埋葬された場所についての調査を含む。）

ウ 強制抑留下において死亡した戦後強制抑留者の遺骨及び遺留品についてのその収集及び本邦への送還その他の必要な措置

エ イ又はウに掲げる措置と併せて行う戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態の解明に資するための調査

オ 戦後強制抑留者の労苦についての国民の理解を深め、及びその戦争犠牲としての体験の後代の国民への継承を図るための事業並びに本邦に帰還することなく死亡した戦後強制抑留者に対する追悼の意を表すための事業の実施に関する基本的事項

カ 強制抑留の実態調査等として行う措置のうちイ～オに規定するもの以外のもので実施に関する基本的事項

キ 強制抑留の実態調査等についての地方公共団体及び戦後強制抑留者に関

する支援等の活動を行う国内外の民間の団体その他の関係者との連携に関する基本的事項

ク その他強制抑留の実態調査等に関する重要事項

(2) 戦後強制抑留者特別措置法に基づく基本方針の策定について

戦後強制抑留者特別措置法に基づく基本方針については、政府与党内の調整の結果、厚生労働省が関係府省の協力を得て原案を作成し、政府において策定するものとされ、平成23年8月5日、別添のとおり閣議決定された。

強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針

〔平成23年8月5日
閣議決定〕

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成22年法律第45号。以下「特別措置法」という。）第13条第1項の規定に基づき、特別措置法第2条に定める戦後強制抑留者（以下「抑留者」という。）に係る問題のうち特別給付金の支給により対処するもの以外のものに対処するために行う、その強制抑留の実態調査その他の措置（以下「実態調査等」という。）を総合的に行うための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を以下のとおり定める。

1 実態調査等に関する基本的方向

（1）これまでの経緯

- ・ 昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後、ソヴィエト社会主義共和国連邦（当時）（以下「旧ソ連」という。）又はモンゴル人民共和国（当時）（以下「モンゴル」という。）の地域において抑留された抑留者は、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって、劣悪な環境下で強制抑留され、多大な苦難を強いられ、その間において過酷な強制労働に従事させられた。昭和21年から昭和33年までの間に、旧引揚援護院、旧復員庁等において、旧ソ連又はモンゴルの地域から帰還した者に対する聴取り、留守家族から提出された未帰還届等に基づいて調査した結果、抑留者は約57万5千人、強制抑留下において死亡した抑留者（以下「抑留中死亡者」という。）は約5万5千人と推計している。
- ・ 抑留中死亡者については、昭和21年以降、帰還者の証言や情報等に基づき死亡公報が出され、また、死亡が不確実な者について、未帰還者に関する特別措置法（昭和34年法律第7号）に基づき戦時死亡宣告がなされてきた。
- ・ 一方、埋葬地については大半が不明のままとなっていたため、昭和31年12月12日の「日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言」（以下「日ソ共同宣言」という。）の発効以降、埋葬地に関する資料や死亡状況の情報提供を旧ソ連に対して要請してきた。

- ・ また、旧ソ連と協議を行い、昭和36年から関係者遺族等による墓参を実施した。
- ・ 昭和63年7月1日には、いわゆる恩給欠格者、抑留者、引揚者の戦争犠牲による労苦について国民の理解を深めること等を目的として平和祈念事業特別基金（以下「平和基金」という。）が設立され、抑留者等に対して慰藉の念を示す事業を行った。
- ・ 平成3年4月18日には、「捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定」（以下「日ソ協定」という。）が締結された。
- ・ 日ソ協定においては、抑留中死亡者の名簿の提出、埋葬地に関する資料の提出、遺骨及び所持品の引渡し、埋葬地の保存、慰霊碑の建立、墓参の実施等に関する措置が定められた。
- ・ 平成22年6月16日、抑留者の労苦を慰藉するための特別給付金を支給するための措置を講ずるとともに、併せて強制抑留の実態調査等に関する基本方針の策定について定めることを目的とする特別措置法が成立した。

（２）実態調査等に関する基本的方向

- ・ 関係省庁が連携し、地方公共団体及び抑留者に関する支援等の活動を行う国内外の民間の団体その他の関係者（以下「民間団体等」という。）の協力も得つつ、実態調査等に取り組む。
- ・ 関係国政府との間の既存の枠組みを最大限に活用しつつ、必要に応じ、関係国との協議を行い、一層の協力を要請する。

2 次に掲げる措置の実施に関する基本的事項

（１）抑留中死亡者についての調査（その埋葬された場所についての調査等を含む。）

ア これまでの取組

- ・ 旧ソ連地域における抑留中死亡者については、昭和21年以降、帰還者の証言や情報等に基づき死亡公報が出され、また、死亡が不確実な者について、未帰還者に関する特別措置法に基づき戦時死亡宣告がなされてきた。
- ・ 埋葬地については大半が不明のままとなっていたため、昭和31年

の日ソ共同宣言の発効以降、埋葬地に関する資料や死亡状況の情報提供を旧ソ連に対して要請してきた。

- ・ 日ソ協定に基づき、ロシア連邦等に対して死亡者名簿等の情報提供を求め、死亡者名簿、埋葬地に関する資料が提供された。
- ・ 旧ソ連地域における抑留中死亡者は約5万3千人と推計しており、ロシア連邦等から提供された資料と死亡者名簿等の記録資料（以下「日本側資料」という。）との照合調査を進めている。
- ・ 平成21年3月には、資料が提供されていない約1万2千人及び照合調査によっても資料の特定に至らない約9千人の合計約2万1千人のデータをロシア連邦に提供し、更なる調査と資料の提供を要請した。
- ・ 平成22年4月までに、ロシア国立軍事古文書館（以下「古文書館」という。）が保有する抑留者登録カード（約70万枚、以下「登録カード」という。）が提供された。登録カードと日本側資料との照合調査を進め、平成22年度末までに新たに1,854名の抑留中死亡者に関する資料を特定し、平成22年度末までに資料の特定に至った抑留中死亡者は3万3,880人となった。
- ・ モンゴルにおける抑留中死亡者は約2千人と推計しており、平成3年以降、順次同国から名簿の提供を受け、日本側資料との照合調査を進め、平成22年度末までに資料の特定に至った抑留中死亡者は1,429名となった。
- ・ 照合調査の結果、資料の特定に至った抑留中死亡者について、地方公共団体の協力を得て、遺族の所在を調査し、遺族が判明した場合には、本籍地の都道府県を通じ、ロシア連邦等及びモンゴル国から得られた情報を遺族にお知らせしている。

イ 措置の実施に関する基本的事項

- ・ 民間団体等の協力も得つつ、関係国政府との間の既存の枠組みに基づき、古文書館が保有する資料等の調査を引き続き行い、戦後70周年を迎える平成27年度に向けて、抑留中死亡者についての調査を進める。また、現在進めている登録カードを活用した照合調査を速やかに行う。さらに、抑留中死亡者に関する資料等については、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）に基づき国立公文書館への移管を進める。
- ・ 資料の特定に至った抑留中死亡者について、遺族の所在を引き続き調査し、得られた情報を遺族にお知らせする。

(2) 抑留中死亡者の遺骨及び遺留品についてのその収容及び本邦への送還 その他の必要な措置

ア これまでの取組

- ・ 日ソ協定に基づき、ロシア連邦等から死亡者名簿、埋葬地に関する資料が提供されたほか、平成3年度から遺骨帰還事業を実施し、埋葬地の調査を行い、収容可能と判断された埋葬地について遺骨を収容し、民間団体等の協力を得て、平成22年度末までに1万8,690柱の遺骨が帰還した。
- ・ モンゴル国においては、平成6年度から遺骨帰還事業を実施し、民間団体等の協力を得て、平成22年度末までに1,804柱の遺骨が帰還した。
- ・ また、平成15年度から、死亡者名簿等の記録資料から戦没者及び遺族を推定でき、遺族から適切な検体が提供され、遺骨から鑑定に有効なDNAが抽出できる場合には、DNA鑑定を行っている
- ・ 死亡者名簿等から推定できる関係遺族については、「戦没者遺族のDNA鑑定のお知らせ」を送付し、遺族からの申請に基づきDNA鑑定を行い、平成22年度末までに801柱の遺骨の身元が判明し、遺族が居住する都道府県を通じ、収容した遺骨を遺族にお渡ししている。
- ・ さらに、日ソ協定に基づき、ロシア連邦等の協力を得つつ、遺留品を収集し、遺族が判明した場合には、遺族が居住する都道府県を通じ、遺留品を遺族にお渡ししている。

イ 措置の実施に関する基本的事項

- ・ 民間団体等の協力を得つつ、関係国政府との間の既存の枠組みに基づき、平成27年度に向けて埋葬地の調査を引き続き行い、遺骨帰還事業を進める。
- ・ 遺族が判明する可能性がある場合、DNA鑑定を引き続き行い、DNA鑑定等により身元が判明した場合には、収容した遺骨及び遺留品を遺族にお渡しする。

(3) (1) 又は(2)に掲げる措置と併せて行う抑留者に係る強制抑留の実態の解明に資するための調査

- ・ 民間団体等の協力を得つつ、関係国政府との間の既存の枠組みに基づき、古文書館が保有する資料等の調査を引き続き行い、抑留者に係

る強制抑留の実態に関する情報等の収集を引き続き行う。また、抑留中死亡者に関する資料等については、公文書等の管理に関する法律に基づき国立公文書館への移管を進める。

3 抑留者の労苦についての国民の理解を深め、及びその戦争犠牲としての体験の後代の国民への継承を図るための事業並びに本邦に帰還することなく死亡した抑留者に対する追悼の意を表すための事業の実施に関する基本的事項

(1) これまでの取組

- ・ 平和基金では、昭和63年から、いわゆる恩給欠格者、抑留者、引揚者に対して慰藉の念を示す事業として、慰労金の支給事業、慰労品の贈呈事業、平和祈念展示資料館における資料の展示、慰霊碑の建立（千鳥ヶ淵）などを実施してきた。
- ・ 平和基金は、特別措置法の成立に伴い、平成22年9月末をもって、特別給付金支給事業以外の業務を全て終了した。
- ・ そこで、平和基金から承継した、労苦に関する資料の平和祈念展示資料館における展示及び慰霊碑（千鳥ヶ淵）の管理を行っている。
- ・ 旧ソ連地域等において、昭和36年から埋葬地が特定されている地域を中心に墓参を実施してきたが、平成15年度以降、埋葬地場所の特定の有無にかかわらず、各地方、州ごとに広く遺族の参加を求め、全ての遺族を対象として慰霊巡拝を実施した。
- ・ 平成7年7月31日に旧ソ連地域のハバロフスク市に、平成13年10月15日にモンゴル国のウランバートル市に戦没者慰霊碑を建立した。
- ・ 旧ソ連地域の中で遺骨帰還事業が実施できない地域（11地域）に小規模慰霊碑を建立した。

(2) 措置の実施に関する基本的な事項

- ・ 平和基金から承継した労苦に関する資料の展示及び慰霊碑（千鳥ヶ淵）の管理並びに慰霊巡拝及び海外慰霊碑の建立・管理を引き続き行い、抑留者の労苦の国民の理解及び後代の国民への継承並びに抑留中死亡者の追悼のための取組を引き続き推進する。
- ・ 戦中・戦後の労苦に関する資料の収集・展示を行う昭和館等の施設間の適切な連携を図る。

- ・ 抑留中死亡者の追悼のための民間団体等の取組との適切な連携を図る。

4 実態調査等として行う措置のうち2及び3以外の措置の実施に関する

基本的事項

- ・ 関係省庁の取組（基本方針に具体的な定めのないものを含む。）を整理し、実施状況を適切に公表する。
- ・ 関係国政府との間の既存の枠組みを最大限に活用しつつ、民間団体等の研究の促進に努める。

5 実態調査等についての関係行政機関相互間の連携協力体制の整備に関する

基本的事項

- ・ 必要な情報や意見の交換を行い、関係省庁が適切に連携協力して取り組む。

6 実態調査等についての地方公共団体及び民間団体等との連携に関する

基本的事項

- ・ 地方公共団体と連携しつつ、民間団体等の協力を得て取り組む。

7 その他実態調査等に関する重要事項

- ・ 関係国政府との間の既存の枠組みを最大限に活用しつつ、必要に応じ、関係国との協議を行い、一層の協力を要請する。

5 昭和館について

昭和館は戦没者遺族に対する援護施策の一環として、戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世に伝えるための国立の施設です。(平成11年3月開設)

7階

常設展示室(戦中の人々の暮らし)

昭和10年頃から昭和20年(終戦)までの戦中における国民生活を伝える実物資料を展示

6階

常設展示室(戦後の人々の暮らし)

昭和20年(終戦)から昭和40年頃までの戦後における国民生活を伝える実物資料を展示

5階

映像・音響室

当時の記録写真、映像、ニュース映画、SPレコード等を収集コンピュータで検索して視聴できる。

4階

図書室

当時の国民生活を中心とした図書・雑誌を収集様々な目的に応じて、検索、閲覧ができる

3階

会議室

特別企画展などを開催

2階

広場

憩いの場

1階

懐かしのニュースシアター

戦中・戦後の国民生活を再現する当時のニュース映画を毎日上映(番組は毎週変更)

特別企画展等(平成11年から毎年開催)

平成24年3月～5月	昭和の紙芝居～戦中・戦後の娯楽と教育～
平成24年7月～8月	帰還への想い～銃後の願いと千人針～
平成24年10月～12月	東京オリンピック開催年の日本～変わりゆく昭和の情景～
平成25年3月～5月(予定)	生誕100年・没後30年記念 戦中・戦後を彩った中原淳一の魅力(仮題)

巡回特別企画展(平成13年から毎年開催)

平成24年9月22日～30日	伝えたい戦中・戦後の暮らし(富山県)
平成24年11月10日～18日	伝えたい戦中・戦後の暮らし(京都府)
平成25年10月5日～14日(予定) 平成26年1月11日～19日(予定)	熊本県 栃木県

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-1
開館時間	10:00～17:30 (入館17:00まで)
休館日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始
アクセス	地下鉄「九段下駅」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホームページ	http://www.showakan.go.jp

6 しょうけい館について

●設置目的

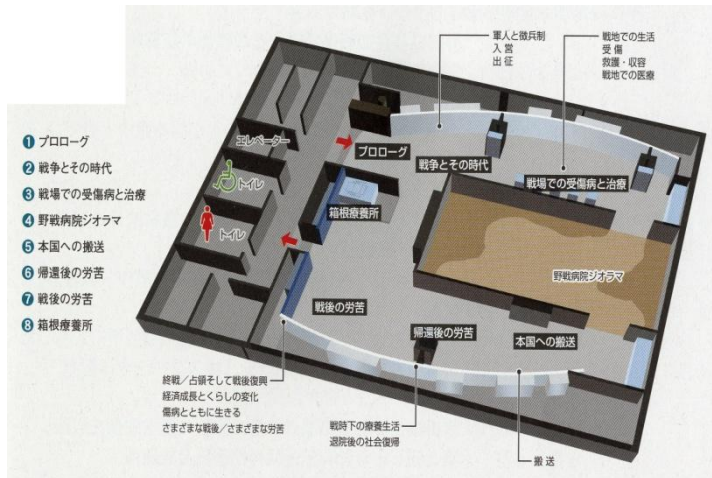
しょうけい館は、戦傷病者とそのご家族等の戦中・戦後に体験したさまざまな労苦についての証言・歴史的資料・書籍・情報を収集、保存、展示し、後世代の人々にその労苦を知る機会を提供する国立の施設です。(平成 18 年3月開設)

●事業の概要

- 1 展示事業 2 図書映像資料等閲覧事業 3 関連情報提供事業

《常設展示について》

体験者の証言を基に戦場で負傷したある兵士の足跡を辿る形で戦傷病者とその家族の労苦をお伝えします。



戦場スケッチ

《企画展について》

常設展示とは違った視点や内容等により、夏と春には企画展を開催し、それ以外の期間にはしょうけい館にて新規に制作した証言映像を中心とした企画上映会を開催しています。

企画展	
平成 24 年3月～5月	がむしやらに描いて～海洋船舶画家上田毅八郎のあゆみ～
平成 24 年7月～9月	軍医が語る戦時救護
平成 25 年3月～5月(予定)	花森安治～戦傷病者、そして編集者へ～(仮題)

企画上映会	
平成 24 年5月～7月・10月～12月	「昭和 20 年の戦争体験」(5～7月) 「沖縄戦で負傷した戦傷病者の記録」(5～7月) 「新収蔵資料と証言映像の紹介展」(10月～11月)

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-5-13 ツカキスクエア九段下
開館時間	10:00～17:30(入館は午後 17:00 まで)
休 館 日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始
ア ク セ ス	地下鉄「九段下」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホームページ	http://www.shokeikan.go.jp

7 援護関係資料の国立公文書館への移管について

《趣旨・目的》

○旧陸海軍等が作成した人事関係資料を含む戦没者等援護関係の資料は、これまで援護年金の支給や戦没者の慰霊事業（遺骨帰還・慰霊巡拝）などの援護関係業務のため使用してきた。

○これら資料について、先の大戦に関する貴重な歴史資料として、資料の公開と後世への伝承等を図ることを目的として、戦後70周年にあたる平成27年度までの5カ年で、電子化を図った上で、原本は、原則として、国立公文書館へ移管することとしている。

（平成23年度から5カ年計画で移管）

厚生労働省

戦没者等援護関係資料
（留守名簿、履歴原表、死亡者連名簿等）

国立公文書館

○電子化した資料に基づき、引き続き援護関係業務を実施

《移管後の資料》

○移管後の資料は、国立公文書館において、特定歴史公文書等として原則永久保存

○利用請求がなされた場合は、個人情報等の利用制限事由を除き、利用者へ公開